

## 総務委員会会議録

日時 平成23年10月4日(火) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後4時10分

場所 北別館507会議室

委員出席者 委員長 河西 敏郎  
副委員長 齋藤 公夫  
委員 中村 正則 高野 剛 渡辺 英機 浅川 力三  
森屋 宏 大柴 邦彦 樋口 雄一 久保田 松幸

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 平出 亘 企画県民部長 丹澤 博 リニア交通局長 小池 一男  
企画県民部理事 河野 義彦  
知事政策局次長 岩波 輝明 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 山下 誠  
政策参事 桐原 篤 知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一  
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 渡辺 祐一  
企画県民部次長 藤江 昭 リニア交通局次長 矢島 孝雄  
東日本大震災支援対策室長 駒井 和彦  
企画課長 相原 繁博 世界遺産推進課長 市川 満  
北富士演習場対策課長 中田 政孝 情報政策課長 伏見 健  
統計調査課長 前嶋 修 県民生活・男女参画課長 小松 万知代  
消費生活安全課長 前沢 喜直 生涯学習文化課長 青嶋 洋和  
国民文化祭課長 平井 敏男  
リニア推進課長 田中 俊郎 交通政策課長 大柴 節美

公安委員 井上 利男 警察本部長 唐木 芳博  
警務部長 砂山 和明 生活安全部長 宮崎 清 刑事部長 保坂 廣文  
交通部長 中澤 明彦 首席監察官 有泉 辰二美 総務室長 小野 和夫  
警察学校長 佐野 俊夫 警務部参事官 輿石 靖  
生活安全部参事官 宮下 篤 刑事部参事官 佐藤 元治  
交通部参事官 深沢 智明 会計課長 藤原 芳樹  
監察課長 薬袋 治男 情報管理課長 海野 錦 地域課長 奥脇 勝美  
組織犯罪対策課長 松本 光義 交通指導課長 渡辺 文友  
交通規制課長 川崎 雅明 運転免許課長 山下 實  
警備第一課長 梶原 猛一 通信指令課長 清水 一成

総務部長 田中 聖也 会計管理者 笹本 英一  
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 輿水 修策  
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏  
総務部防災危機管理監 安藤 輝雄 総務部理事 小幡 尚弘

総務部次長 田中 宏                      総務部次長（人事課長事務取扱） 原間 敏彦  
 職員厚生課長 田中 久善              財政課長 尾崎 祐子  
 税務課長 上小澤 始                  管財課長 佐藤 佳臣                  私学文書課長 大堀 道也  
 市町村課長 伊藤 好彦              消防防災課長 宮原 健一  
 出納局次長（会計課長事務取扱） 吉田 泉                  管理課長 古屋 金正  
 工事検査課長 風間 達夫  
 人事委員会事務局次長 藤原 一治                  人事委員会事務局次長 丹澤 保幸  
 監査委員事務局次長 広瀬 猛                  監査委員事務局次長 飯島 幸夫  
 議会事務局次長 久保田 克己                  議会事務局総務課長 鈴木 茂久

議題（付託案件）

- 第75号 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例制定の件
- 第78号 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例中改正の件
- 第79号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第80号 山梨県県税条例中改正の件
- 第85号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第96号 特定事業に係る変更契約締結の件
- 第97号 第2期チャレンジ山梨行動計画策定の件

- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1
- 請願第23-7号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて
- 請願第23-8号 行政書士に行政不服審査法における不服審査手続きの代理権の付与を求める意見書に関することについて
- 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて
- 請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

審査の結果                  付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
 また、請願第23-3号、請願第23-13号、請願第23-14号、請願第23-15号及び請願第23-16号については継続審査すべきもの、請願第23-7号及び請願第23-8号については採択すべきものと決定した。

審査の概要                  まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時34分まで知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午後12時59分から午後1時14分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後1時43分から午後4時10分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務

局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

※第97号 第二期チャレンジ山梨行動計画策定の件

質疑

森屋委員

御苦労さまでした。最後の部分ですね、これは今後4年間の山梨県の方向性を決めていくものですよね。これをどうやって県民の皆さん方にお示しをしていくか。私は以前4年前に横内知事が初めて計画を出されるときに、従前のような、どちらかというと昔の県の長期計画というのは、しっかりとした本当に立派な冊子になっていて、私もうちに行くと幾つかそれがありますけれども、飾っておくというか、茶の間の飾り物みたいなところがあって、なかなか県民の皆さん方がそれを手にとって見るという機会はなかっただろうなという発言をさせていただいて、その後、経費削減もあったんでしょうけれども、違った形でお示しになりましたね。今回はこれからこの決定されたものを、どういう形で県民の皆さん方に示されていくのか、そこだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

桐原政策参事

今、森屋委員からお話がありましたように、まず全体の体裁というか、本の形でございますが、それは基本的に前回と同じような形を考えておまして、主要な施策につままして事業の内容や工程表、そういうものを県民の皆さんにご覧いただくということに、重きを置いた編集にしたいと考えております。

それから、県民の皆さんにお読みいただく方法でございますが、おっしゃられたように経費の問題もございますので、基本的に大きな部数を刷るということは考えておりません。基本的には前回と同様にインターネットによる公表というものを中心に、県民の皆さんにお読みいただきたいと考えております。

森屋委員

最後にしますけれども、きのう計画を見させていただいたら、知事もひざづめ談議を年間20回もやられて大変ですよ。4年間で80回おやりになっていて、ぜひそういう場でも何か参加者の皆さん方を通して示していただくとか、ある意味、県議会議員の皆さん方をお使いになって、そのことを地域に広めてもらうというのも、これは議会の役割としては僕は1つあると思います。

それから、もう一つだけ、きのう見させていただいた中で一番最後の「改革続行」で、私はいよいよ大変厳しい改革続行になっていくと思っているんですよ。4年間の総額の県債残高の削減目標は出されたけれども、年度ごとの1年間にどれだけとか、それから、公共事業削減も総枠は示されているけれども、年度ごとの目標というのは出されていない。これわかるんですよ、非常に。今まではここまでの改革というのはかなり大きな改革を前進できていた。それだけのある意味の余裕というか、手を入れていく部分があったけれども、ここからはいよいよ県債残高を削減していくにしても、公共事業の削減にしても、本当に1つ1つがもうぎりぎりのところの議論になってくると思うんですね。ですから、もうここで4年間で1年ずつ決めないで、総枠

は示したけれども、年度ごとはそれぞれの議論をしていくんだという思いを僕は感じたんですね。

県債残高どんどん減らせばいいんだというだけではないと思うんですね。これからはかなりの部分で県債残高を減らすということイコール、やっぱり県財政をそれだけしぼめていくことに直結していくわけですから、だから、慎重な議論をこれから4年間は、いよいよ本当にぎりぎりの線を議論していくんだなという思いを感じましたので、ぜひその辺も大切に進めていっていただきたいなと感じました。せっかくなのでいいものをつくりましたから、これを県民の皆さん方にいろんな機会を通じてお示しをしていただく努力だけは、惜しまずやっていただきたいなと思います。

樋口委員

私も2点ほど伺います。まずスケジュールと申しますか、年間を通しての取り組みについてであります。議決案件でありますからきょう議決をしていくということになりますけれども、知事任期の4年間というスパンで2期目の行動計画、非常にハードだと思うんです。進捗状況も議会へ報告しなくてはならないし、いろいろな加筆修正があればまた議会に報告しなければならないということで、毎回、議会あるいは委員会の中での意見も参考にさせていただくということでありましょうし、経済産業団体や労働団体からの提言についても、現県政は非常に丁寧に答えているということは評価したいなと、それだけ大変だと思います。その反面ですね、議会の責任も非常に重くなっていると思っております。あるいは、そのほかにも二、三の政党も毎年政策提言をしているということでありまして、それにもこたえていかなければならない。

ちょっとスケジュール的なことを伺うんですが、そうしますと、年間4回の議会の中で、今回、第2期行動計画がこの議決を通じて策定されるということになりますと、毎年、9月議会で報告がされたり、あるいは、修正があればまた再提言されたりというスケジュールが、9月議会の段階でされるのか、あるいは、時によって動くんでしょうけれども、12月議会の方になるのかなということですが、その辺はどのような、事業進捗予定をお持ちなのかお知らせください。

桐原政策参事

まず前年度の成果につきましては、まさに今議会に主要施策成果説明書兼総合計画の実施状況報告書というのを提出させていただきましたけれども、第2期の計画の御報告についても同様なことを考えております。

樋口委員

ということは、来年また9月議会に23年度の事業評価結果、実績評価、あるいは、それに合わせると申しますか、先ほど言いましたが、さまざまところからの意見が参考としてあるならば、また同じタイミングでこの時期に提案をするというふうに考えていいですか。

桐原政策参事

計画に載せております主要な施策につきましては、まさに各年度の事業のあり方でございますので、予算論議の中で御議論いただくというのが基本かと思っております。それから、今の御質問は、この行動計画を途中で頻繁に見直すのかという御質問でよろしいでしょうか。

樋口委員

はい。

桐原政策参事

この計画については、今、御質問いただいたように、知事の任期に合わせ

るような形でこの4年間にやります主要な施策について、基本的にはすべて載せて、その工程まで載せるということでございます。前の計画もそうでしたが、基本的には4年後も載せてあるということでございますので、見直すというのはスケジュールの中に入れておりません。ただ、第1期の計画の場合は途中で、いわゆるリーマンショックによる百年に一度というような状況の変化がございまして、それに伴って雇用対策とか、経済対策という事業を追加をするという変化がございましたので、見直しをしたところでございます。

この第2期についてでございますが、今申し上げたような、事業を大幅に変更しなければならない、第1期で言えばリーマンショックに匹敵するような社会経済状況の激変があった場合には、見直しをするということになるかと考えております。

樋口委員

きのうの議論でもあったんですが、安全な暮らしの確保として、やはり平成23年という年は東日本大震災のことを記載せずにはいられないと思ひまして、「生涯あんしん地域」というところで東日本大震災の記述が、いただいている資料の10ページに出ていますけれども、そして、その施策ということで基本目標の5の「生涯あんしん地域」チャレンジという形で、政策の4・5で大規模地震・富士山地震というところと、災害に強い県土づくりというところで示されていますが、同時に、今、第2次やまなし防災アクションプランというものをつくられていますよね。前回、第1期の行動計画の中では、先ほど森屋委員がおっしゃられた行財政改革プランは別建てで、しかしすごく重要ということで、そのことをみんな認知しながら、議会も、多分、市町村も、あるいは経済財政会議も取り組んできたと思うんですよね。

きのうの議論でもちょっとありましたけれども、いや、十分やっているよと、被災者支援もやっているし、放射能汚染対策もやっているし、いろいろやっているけど、でも、それは承知しながらも、やはりこのアクションプランイコール行動計画ですから、防災・減災に対するアクションプランはこっちでやっているよというところを記述してほしいんですけども、記述しないまでも、きのうは御答弁がちょっとなかったんで、そういうふうな位置づけをしていただいて、県民や市町村の多くにこれは行動計画としてやっている、こっちの防災アクションプランは防災でやっている、あるいは、その上には地域防災計画があるというところを、やっぱりもう少し何かこの中でアピールできるようなことができれば、ありがたいなと感じた次第ですけども、その辺はどうでしょうか。

桐原政策参事

御指摘の防災関係の取り組みでございますけれども、総合計画審議会の中でも、やはり東日本大震災があったこともありまして、防災の強化という意見はたくさんいただいたところでございます。計画の扱いといたしますと、今おっしゃられたように、地域防災計画と防災アクションプランを今年度つくっている、あるいは、地域防災計画については今後まとめてつくっていくという予定になっております。防災自体それに向けてどういうことをしていくかというところのより具体的話につきましては、そちらの方にゆだねる形で整理をさせていただいて、この計画の中ではそういうものをしっかり見直してつくっていく記述に当然なるのではないかとということで、両者の関係はそんな位置づけで整理をさせていただいたところでございます。

樋口委員

大きな地震がそんなに頻繁に起きてはかないませんから、つくっただけで

終わることを祈るんですけれども、ただ、台風災害等がやはり来ることは、もう何日に来るというのも私たち常識の中に入っていますし、東日本大震災の後にも地震が関東地方、北関東を中心に余震というのか、群発というのか、続いていますから、ぜひその意識をこれからも持ち続けていただくためにも、こちらは行動計画やると、アクションプランでしっかりやっているよというようなことも、ここからにじみ出るようなことを、これからも求めていきたいなということです。

平出知事政策局長　まさに、今、樋口委員から貴重な御意見もちょうだいをしたところでございますが、御案内のように、当然、震災対策・防災対策というのはもう県民の安全に直結する事項でございますので、本計画では今御指摘いただきましたように、「生涯あんしん地域」チャレンジの中に政策として位置づけをさせていただいております。これを当然この中で項目建てをして取り組みをしていくという姿勢を、私どもとすれば出させていただきます。なお、その中にごございます地域防災計画でありますとか、あるいは、アクションプラン、これらについては、県民の皆様にも有効に活用されて機能するようなことを、これからしていかなければならないと考えております。そういう意味でも、この行動計画の中でそういう形でもって、今回改めて位置づけをさせていただいております。私どもとすればそういう意識でやっているとお理解をいただければと思います。

久保田委員　基本目標の7の「改革続行」チャレンジの政策ツールの中にあります「知事を頂点とする幹部職員が明確な時代認識と使命感を持って県政運営に取り組む」とありますが、昨年は50施設の事業を公表し、進捗状況も公表していますが、ここで言う「明確な時代の認識と使命感」ということについては、具体的にわかりやすく説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

桐原政策参事　そこに記載してございますチャレンジミッションにつきましては、前計画からの引き続いて実施する事業ということでございまして、年度当初に知事と幹部が当該年度に実施すべき重点事項について、その選定や実施方法について協議をするという仕組みでございます。御質問はそこに書いてございます「明確な時代認識と使命感」とは、具体的に何かということでございます。明確な時代認識というのは、チャレンジミッション、今申し上げたような協議の過程を経まして、知事と部局長で県の目指している方向とか、県の置かれている状況、そういった状況認識とか、課題認識を共有化するということで、それに沿うということでこのような表現にさせていただいております。また、使命感ということでございますけれども、部局長は知事を支え、また部局の組織のトップでありますので、組織を効率的に運営していただいて、具体的な目標を設定して計画的に確実に業務執行に当たっていただく、努めていただくと、そういう点について使命感ということで記述をさせていただいたところでございます。

久保田委員　説明ありがとうございます。効果的に効率的な行政運営をやっていただきたいと思います。

次に、同じく業務目標7の4、今話題性がちょっと薄れたんですが、道州制の実現に向けての取り組み、その調査、検討内容を具体的により詳しくお願いします。

桐原政策参事

道州制の現状の取り組みという御質問でございました。道州制につきましては平成18年ごろだったと思いますが、本県は南関東に属するという具体的な区割りの議論まで出て、かなり進んだ時期がございましたけれども、現在の民主党政権の中では道州制に関する具体的な検討というのは行われていないという状況でございます。民主党の現在の政府の中で、地方分権が「一丁目一番地」という表現をされまして、地方分権に対して国の出先機関の廃止でございますとか、法律で義務づけをしているような規定の見直しという、地方分権自身の議論は法律改正ということで進んでおるんですけれども、基本的に基礎自治体、市町村を中心にそういった地域主権改革を推進して、広域自治体としてのいわゆる県の役割については、基本的にそのままで進めていくという考えがございますので、先ほど申し上げたように、ここ数年、道州制の議論はあまり進んでいないというのが実態でございます。

県ではそういう中にありますけれども、本来、地方分権・地方主権の話というのと道州制というのが、国の扱いでは違うかもしれませんが、私ども本県では地方分権の取り組みを進めていくことが、将来の道州制のステップにもなるだろうと思っております。今、関東知事会のほうで国の業務を広域的に合同してといいますか、受けるにはどうするかという議論も始まったところでございますので、その中で御議論されているということと、野生鳥獣や広域観光で、具体的に近隣の県と広域的な業務の仕方について、幾つかの取り組みが進んでおりますので、そういうものを1個1個着実に進めていくということが大事だなと思っております。この計画における道州制の実現に向けた取り組みでも、今申し上げたようなことで、当面は国の状況も大きく変わらない限り、このようなことで進めていくということを考えております。

久保田委員

よくわかりました。気を長く持っていきたいと思えます。まだ日々努力する段階だと思っております。

齋藤副委員長

ちょっと一言お伺いしますが、今回の第2期のチャレンジ計画、立派に作成されております。4年間、知事がしっかりこの計画に沿って事業をやってくれるだろうと思うわけでありますが、私は1点、これから中部横断自動車道路ももう6年後ですか、開通します。リニアも実験線から実用線へともう先がしっかりはっきり見えてまいりました。これらの新しいいろんなプロジェクトが動いていくと、じゃ、一体山梨県はどういう方向に進んでいくんだろう、県民の生活は将来どうなっていくんだろう、地域の産業は将来的にどうなっていくんだろうか。中部横断自動車道路が実現したときに、横断自動車道路を活用した地域の産業・文化、人の交流、そういうものがどういう方向に進んでいくんだという、そういう目標ですね。その夢が実はこのチャレンジ計画の中にあまり入ってないんです。

私は今回のチャレンジ計画は、どちらかというと、当面する課題の解決、そういうものに重点を置いて、要するに守りの県政、全体的に守りの県政になっている。私はやっぱり将来の展望をしっかり県民にわかるような形で、もっと大きな構造のビジョンを示すべきだと思います。リニアも開通して、じゃ、リニアを生かして何をするんだと、将来的に、その周辺の開発だけではないんです。山梨県全体がどういう形で動いていくんだと。そういう言うならば守りだけでなくして攻めの県政ですね。攻めの県政をもう少し具体的に今から話をしていかなければ、リニアが実現してからじゃ遅いんです。中部横断道路が実現してからでは遅いんです。ですから、それを想定した形の

攻めの県政、何をやるんだということをはっきり県民にもわかるような形で、示してほしいと思うんですが、知事政策局、リニア交通局それぞれの考え方をお聞かせ願います。

桐原政策参事

ご提案をさせていただいていますこの計画は、行動計画という性格でございますので、4年間という知事の任期にほぼ合うような形で、特にマニフェストを1つの柱としまして、知事のお約束したことを主体にどのような形で具体化をしてこの4年間でやっていくのかということで、主要な施策や工程までを具体的に県民の皆様にお示しをして、県民の皆さんが途中経過や成果をチェックできるようなものとして策定をいたしてございます。ということで、4年間を中心につくってございます。

長期の展望ということにつきましては、かなり議会からも御指摘がありまして、今回の計画では計画の前提として「将来の本県の姿」ということで掲載をさせていただいたところでございます。掲載に当たっての考え方でございますけれども、委員からお話がありましたように、今、リニアの実現ということまではほぼ確実視される状況だと考えまして、そこまでの将来像については現在の施策を着実に遂行し、また、そこを目指して事業をやっていくことで、こういう姿がある程度の大きな確率を持ってできるだろうということで記載させていただいております。それ以降のものにつきましては、社会・経済情勢も大きく変化する中で、記載しても不確実性がより増してしまうということから、1つは5年～10年先の中期的な将来像、さらにその先としてはリニア開通時、開通後の15年～20年の姿ということで、整理をさせて記述をさせていただいたところでございます。

小池リニア交通局長 今、齋藤委員からリニアの将来にわたっての目標、あるいは、その方向性が示されてないと、守りの県政から攻めの県政に転じるべきではないかと、こういった御指摘があったわけですがけれども、まさに、今、委員言われるような、これからリニアが開業しどういった世界に、どういった社会に本県が向っていったらいいのかと、これをつくるためのリニア活用基本構想の策定に着手したところです。今後、そのリニアの需要予測も含め、経済効果等も含め、いろんなあらゆる業種の方々から御意見を伺いながら、基本構想を固め、そうしますと、将来的な目標・方向性が見えてくると思いますので、将来的にはそうしたものを次期のアクションプランになるかもしれませんが、そういったものに反映していきたいと考えております。

齋藤副委員長

おっしゃることはわかるんですが、私は知事も知事を取り巻く知事政策局も、やっぱり当面の公約を実現することは、もちろん政治家として当たり前のことなんです。言ったことに対して、責任を持たなければならない。それを実現する、何をやるかということはここでわかっているわけです。しかしそれだけでは山梨県政の将来の発展はないわけです。だから、既に皆さんここにいる職員全部そうなんです、将来、山梨県はどういう方向に進んでいくんだと、そういう夢をみんな持ってもらいたい。皆さんが全員がそういう夢を持って取り組んでもらわなければ県政の発展はないということなんです。ですから、そういう認識でぜひひとつこのチャレンジ計画を通して実現を図り、それでその先の夢を皆さんでもっと大きく語り合って、そして、その夢が県民にも伝わっていくような、そういう県政が中心となってその夢を描いていかなければ、県民だってその夢はつukれないんですよ。ですから、そういうことでリーダーシップをとって、そして、わかりやすい県政にして



もらいたいということをお願いしておきます。

平出知事政策局長 まさに、今、齋藤委員から御指摘をいただいたとおりだと思います。県民の皆様は夢を持って日々生活をしていただける、また、安全で安心な生活をしていただけるというのは大変重要なことでございます。そういう中で私どもとしても当面の4年間、この行動計画に掲げました事業をまず着実に実施し実行して行って、その先にさらに県民の皆様にも夢を持っていただけるような、そういう方向に導いていきたいと考えております。当面この行動計画は横内県政の行動計画でございますので、実現可能性のある4年間、任期中に何をやるのかということを確認に県民の皆様にお示し、そして、それを実行していくということで、お約束をするための行動計画でございます。

とはいいいましても、今、委員から御指摘のありましたように、将来展望を持たなければ当然県の将来というのは描けないわけでございますので、今回は、前回の計画に対して御指摘もちょうだいしておりましたので、そういう意味では将来的な観点も盛り込みながら、計画をつくらせていただいたところでございますけれども、私ども職員も今御指摘のありましたような認識、現状把握もしながら将来の夢も持ちながら、県政執行に当たっていきたいと考えております。よろしくまた御指導いただければと思います。

高野委員

きのうチャレンジ計画の話詳しく聞いたんですけど、聞く中で数値目標、先ほどと多少重複しますが、数値目標というのは僕なんかには言わせると、数値目標のできるものと、できないものがあると思います。今回の大震災のような問題が起きると、ある部分においては計画が収縮しちゃうと、そういうことじゃないかなと思います。また、いろいろ羅列してあるこの計画についても、緊急を要するものとそうではないものに識別されていくんじゃないかなと思うんですけど、全ての計画が、みんなが重点主義で総花的な話じゃなくて、先ほどの質問にもあったんですけど、これだけは毎年報告事項として確実にやっていかなければならない、今までの計画が何もないものを、26年度には何だとか、また22年度の現在の状況から26年度に向かってこうだと。

やっぱり特に県債残高等の問題、また税収等の問題なんかは、1年1年チェックを入れながらどういう方向に進んでいくか、その最後の流れが26年度の計画目標だというようなことでないと、じゃ、26年になったらどうなんだと。計画の3分の1も達成されてないのではないかということになったときに、知事初め皆さん方もあわせて責任が持てますかというようなことを聞きたくなくなってしまいうんですけど、何かすべてが同じランクの同じ重要度の計画という意識なんだけど、私は今まで重要施策というのは何と何と何だという部分があるから、やっぱりそういう部分においてはしっかりと努力目標が目標数であって、その間の1年1年というのはどういう流れで進んでいくのかなという、やっぱり重要施策等については私はそれは絶対出していくべきだと。1年1年それを見ながら反省しながら、さらに改革断行できるのか、ちょっと改革のスピードが鈍るから何とか違う方法も、合わせ持って考えていかなければならないというようなことを考えていくのが、やはり皆さん方の仕事じゃないかなと思っておりますが、その辺についてはどうでしょう。

桐原政策参事

計画へ載せた事業のうち、さらに重要施策という絞り込みというか、執行上の差があるんだという御質問だったかと思っております。計画につきましては重点的に取り組むということでまず作成をしておりますので、基本的に県にあ

ります全事業のまず2割程度のものを、載せさせていただいているというのがまずございます。それから、4年間の予定ということで掲げてございませけれども、委員おっしゃるように各年度の重要な点につきましては、また、先ほど御質問にお答えさせていただきましたけれども、当該年度にチャレンジミッションということで、その中でも当該年度に重要事項を選び、どのようにやっていくかということも協議をして、県民の皆さんにもこれを公開をさせていただくことで進めさせていただいております。

高野委員

簡単に言うと、交通事故を起した救急患者も一般病棟に行ってくれという話にしか私には受け取れないんだけど、すべて同じ重要度の計画だと。いや、そうじゃなくて、大事なものは大事なものとしてある。例えばこのチャレンジ計画の中に県政における最重要事項とか、やっぱりそのくらいの区別というのはつけておかないと、交通事故で緊急を要する患者に、一般病棟に戻ってくれというような話ではうまくないのではないかと。局長、うまくちょっとまとめてください。

平出知事政策局長

一部、政策参事のお答えと重複する部分があるかと思いますが、今、高野委員の御指摘、私どもの考えといたしますと、県政全般の施策事業の中から特に県民の皆様にお示しをして、この4年間重点的に取り組んでいくべく施策だと認識をして、ここに行動計画として282の事業を掲げさせていただいております。私どもの認識はの中でさらに、今、委員のおっしゃるように、これが重要、これは重要度ナンバーワンなのか、これが重要度で言えばナンバーツーなのか、そういう仕分けをいたしておりません。この計画そのものはそういう意味では県政課題の中で、最重要課題を克服していくための行動計画だと認識をしております。

数値目標の管理につきましても、冒頭で委員から御指摘がありましたように、当然、最終形としてはそこにお示しをさせていただきますような数値目標を掲げてございます。これは当然のことといたしまして、毎年の進行管理をする中で数値目標についてどうなっているのか、つまり現状進捗状況がどうなっているのかということ年度ごとにしっかりとそこはフォローをさせていただきながら、足りないものはさらにまた努力をする、目標をオーバーしていてもさらにまた努力していくという考え方で、数値目標も掲げさせていただき臨んでいくつもりでおります。全体施策の中で私どもとしてはこれをこの4年間で、特に重点的に推進させていただきたいということでお示ししているものでございます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※ 所管事項

質疑

(台風15号による身延線の被害について)

大柴委員

よろしく申し上げます。9月21日に本県を通過した非常に強い台風15号によりまして、峡南地域や富士五湖地域では記録的な大雨が降りまして、鉄道も相次いで運休し、道路が通行どめになるなど、県内の交通網は大混乱

をいたしたわけですけれども、特に身延線の内船から甲斐大島間、線路下の盛り土が崩落をしまして、約50メートルにわたって線路が宙づりになったような状態になりました。これは本当に例がない壊滅的な被害を受けておまして、当初はその被害の甚大さから、当分、運行の再開は無理ではないかと悲観的な見方が多いのですけれども、多くの県民の足に重大な障害を生じている中で、県は何らかの対策を講じたのか、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

大柴交通政策課長 ただいまの大柴委員の御質問にお答えをさせていただきます。県民にとって移動の足となります公共交通の安定的な運行の確保というのは、県の交通政策の大切な業務であります。そこで、今回の台風15号の災害に当たりまして、台風が本県を通過いたしました翌日の22日に、まずは県内の鉄道を初めとする交通機関の運行状況についてということで、情報収集を行ったところでありまして、その結果、身延線の災害がかなり深刻であるということが判明しましたので、すぐにJR東海の静岡支社に電話で被災の状況とか、復旧の見込みについてどうなのかということをお照会したところでありまして、

JR東海側ではその時点ではまだ職員を現地に派遣しておまして、状況を確認中ということで明確なお答えはいただけなかったところなんですけれども、その22日の当日につきましても甲府から西富士宮間、こちらについては全面運休という状況でして、翌日から3連休ということもありましたので、ぜひ連休明けの26日からについては、県民の足の確保をしていただきたいということで、可能な区間での折り返し運転、特に甲府から静岡寄りですね、峡南地域等の県民の通勤・通学の大切な足となっておりますので、ぜひ可能な限りの区間で折り返し運転をしていただきたいということ。また、2点目としまして、運休される区間につきましても、ぜひ代替輸送手段の確保をしていただきたいということで、この2点につきましても要請を行ったところでありまして、

こうしたJRへの働きかけと並行し、仮にJR側の対応が26日に間に合わなかった場合の対応としまして、身延線の代替バスの運行ができるようにということで、バス事業者であります山梨交通、それから、バスの運行の許認可を行います山梨運輸支局と連絡を取り合い、仮にJR側の対応ができなかった場合でも、何とか代替バスを運行して足の確保ができるようにということで準備を進めたところでありまして、また、23日からの連休中につきましても、随時JR東海側と電話で連絡を取り合いまして現場の確認作業、それから、26日以降の運行状況についての検討状況について照会をし、その情報につきましてもバス事業者や運輸支局のほうとも連絡を取り合いまして、その対応を確認し合ったところでありまして、改めましてJR東海には、再三、可能な区間での折り返し運転をしていただきたいということ、それから、運休区間についての振りかえ輸送等の対応についてということで、再三、ちょっとくどいくらいに要請を行ってきたところでありまして、

そうした結果、ようやく24日(土)の夕方になりまして、JR東海側から26日以降の予定についてということで、甲府・身延間につきましても、ダイヤのほうは通常ダイヤとはいかないかもしれないがという前置きでしたが、おおむね運転予定ということ。身延・西富士宮間につきましても内船の被害がかなり大きいために、バスの代行で対応するということがJR内部で決定になったという連絡がありました。直後の状況につきましてもこのように県からも再三JR側に要請を行ったり、関係機関と連絡調整等を進めるといった対応を行ってきたところですので、JR東海が県からの要請を真摯

に受けとめていただきまして、連休中の作業等を急いでいただいた結果、連休明けの26日からは移動の足の確保ができたという状況であります。

大柴委員

ありがとうございます。

26日からは代替バスの運行と、また甲府・身延間の復旧ができたということで、県の対策が早かったのではないかなと思いますけれども、まだいまだに身延駅から西富士宮駅の復旧のめどというのは立っていないんですが、JR東海からは復旧のめどに対しての何らかの情報というのはあったんでしょうか。

大柴交通政策課長

先週の28日の時点ですけれども、JR東海側からの説明としまして身延線沿線全体では被災箇所は約100カ所くらい、特に先ほどの委員の御質問の中にもありましたが、甲斐大島から内船間で起こりました線路の盛り土の大規模な崩落箇所、こちらにつきましては実際現地の調査を行っているんですが、詳細につきましてはやはり実際にボーリング等を行って調べてみないことには何とも言えないということで、復旧方法も含めましてこれから検討をする予定と聞いております。それに当たりましてJR東海側からは、多分、月単位で時間がかかる見込みではないかというようなお話も聞いているところでもあります。

大柴委員

ありがとうございます。

月単位の復旧の見込みということなんですけれども、県民とすれば一日も早い全面復旧を切望しておりますので、基本的にはJR東海が鉄道事業者としてしっかりと自分たちでやっていくと、直していくというのは十分わかるんですが、身延線の復旧作業を急ぐことは県民としても一日も早い願いだと思います。何とかその対応を県の方でしっかりと指導していただいて、このアクションをしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

大柴交通政策課長

当然、県民の足となります身延線の復旧につきましては、一日も早く実現していかなければならないと考えております。JR東海からの説明によりますと、当然、鉄道事業者でありますJRが身延線の復旧について、責任を持って行うということなんですけれども、新聞等の報道によりますと、特に内船の被災箇所等については、上流部については治山治水対策などを行っていく必要があるのではないかとということで、こういった治山治水対策についてはJRだけではできないことがあるので、地元の自治体に協力をお願いしたいという話もあります。

こうしたJR側の意向も踏まえまして、正式にJR側から要請が来ているわけではありませんが、報道でそういったJR側の意向等も確認したものですので、交通政策課としましては森林環境部や県土整備部の方で、9月の台風災害の復旧対策につきまして検討を行っているところと聞いておりますが、身延線の被災箇所と関連するようなどころにつきましては、JR側の計画等も踏まえて早急に対応を詰めていく必要があるのではないかとということで、こちらの方からJR東海の方に働きかけを行いまして、県の関連部局とJRとの協議の場の設定を行ったところでもあります。今後につきましても身延線の早期復旧のために、県としてできることは積極的に協力をしてまいりたいと考えております。交通政策課としましても県の窓口となりまして、JRとの連絡や、また、庁内関係部署との調整等を行ってまいりたいと考え

ております。

(東日本大震災に係る被災者支援、避難者支援について)

樋口委員

何点か伺います。知事の議会冒頭の所信の中でも、被災者支援、避難者支援の表明を継続してやっていくと表明されました。そこで約900名の避難者、ほとんどが福島県からの方々とお聞きしておりますけれども、引き続き県営住宅を供与したり、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供することとありますが、その内容について県営住宅は無償貸与、民間賃貸住宅はお金を県が負担して、被災県、被災市町村に立てかえというのか、そういうことについてちょっとお聞きします。

駒井東日本大震災支援対策室長

県営住宅の貸し付けでございますが、当初、目的外使用で使用料免除ということで無償で貸し付けておりましたが、その後、災害救助法に基づきます応急仮設住宅という取り扱いにさせていただいております。今回、9月から始めた民間住宅の借り上げにつきましては、委員ご指摘のとおりでございます。被災者がまず不動産屋さんへ行き物件を探す。それを市町村を通じて県に申請すると、不動産屋さんと被災者と県で3者で契約を結び、住宅の賃料につきましては県が立てかえて被災者の方に無償で住んでいただく。県が立てかえた分につきましては、災害救助法の応急仮設ということになりますので、後ほどまとめて被災県の福島県などへ請求していくことができるということになっております。

樋口委員

県営住宅の家賃も福島県に9月からは請求するんですか。

駒井東日本大震災支援対策室長

建築住宅課の方でそのような取り扱いを、現在、考えておるそうです。

樋口委員

3月11日に発生して4月ごろから、なるべく早く各県・各市町村が支援をしていると思いますけれども、その契約といますか、9月からまた今変わりましたが、契約は例えば4月から半年とか、1年とか、あるいは、23年中とか、23年度中とか、そういったところについてはどういう取り決めなんですか。

駒井東日本大震災支援対策室長

契約期間につきましては、契約時から原則1年間ということになっておりまして、災害救助法に基づく適用がございますので、被災県の方から、その後、延長していただきたいという要請があれば、随時延長していくという仕組みになっております。

樋口委員

当初、体育館とか、そういうところから始まりまして、市町村や県では本当に速やかな対応をしていただいております。被災者の皆さんも感謝していると思いますが、ここへ来てですね、被災県の方からはまだ来てないと思いますけれども、被災者や県人会の方からやはり契約を1年で切るのではなくて、続けてほしいという声が非常に聞こえてくるんですが、その辺については担当課の方にはどのような声が届いていますか。

駒井東日本大震災支援対策室長

直接の担当課は福祉保健総務課になりますけれども、福祉保健総務課の方ではそういった声を聞いておると承知しております。

樋口委員 相馬市や南相馬市等々で北海道に土地を求めるような動きがあるやに聞いているんですけども、裏はとっていません。そういう声が公式・非公式に届いていますか。

駒井東日本大震災支援対策室長 現在、本県に暮らす被災地の避難者支援ということで、福島県から職員が2日程度、毎週滞在しておるわけですが、その職員を通じまして南相馬市とか、県の対策本部とか、そういったところへ情報収集、問い合わせをいただいたんですが、今のところそういった情報は持ち合わせていないということでした。

樋口委員 引き続いてですね、福島県人会とも密接な連携をとられていくようですからぜひ支援の継続をお願いしたいと、私たちからもお願い申し上げます。  
次に、9月30日に新聞で一斉に報道されました、県と5団体が山梨県内避難者と支援者を結ぶ会というのを結成したということでもありますけれども、これまで必要に応じて今話をしたような内容で、または被災者の要望を聞きながら、あるいは、NPOやボランティア団体との連絡を取りながら支援をしてきましたが、避難者と支援者を結ぶ会は新たに福島県人会など5団体が、県と連携をし結成されたということでもありますけれども、結成の目的といたしますか、その必要性について、あるいは、特徴についてお聞きをしたいと思います。

小松県民生活・男女参画課長 今回、結ぶ会が結成されたということで、その必要性ということでございますけれども、福島県人会、それから、各種の支援団体、それぞれのところでさまざまな活動をされておられますが、そういった中で支援活動を通じまして、例えば生活に困窮しているとか、それから、精神面で追い詰められているとか、そういった方が相当おられるということ、活動の中で実感されているわけですが、ただ、一方でこれらの団体だけですと、個人情報保護ということがございますので、避難者の所在、それから、現状、どういう状況にあるかということがわからない、支援をしたくてもそれを行うことができないということがかなりあるというところであります。  
そういったことから、早急に官民協働による取り組み、官が入っていることでそういった個人情報についても、そういった壁が取り払われるということもございますので、そういったことによります全県的な支援体制を確立し、それぞれの支援機関と連携をしながらきめ細かい支援を行う必要性がありまして、今回、こういった会を結成したというところでございます。

樋口委員 小松課長が答弁しているように、どうやら新しい公共のモデル事業として採択されたものに、新しいこの結ぶ会がその事業主体になるということだと思います。その事業は6月に予算づけがされているんですが、ここに至った経緯といたしますか、なぜこの受け皿でこの事業が展開されるのか、あるいは、どのように展開されていくのか、その辺について御説明いただきたいと思えます。

小松県民生活・男女参画課長 この事業につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、新しい公共支援基金事業のモデル事業ということで、8月31日に交付決定をしております。この事業は、今まさにチームでそういった問題を抱えている方を支えるために、行政機関、それから、NPO等の団体等が連携して取り組んでいくということで、身近な相談役となりますパーソナルサポーター

というのを育成し、市町村を通じてこちらの結ぶ会の事務局のほうに、それぞれの避難者の支援してほしいというニーズを上げてもらい、それを受けて養成したサポーターとマッチングをしまして、そして、必要な支援、相談等の支援を行っていくということで、事業を展開していくものでございます。

樋口委員

今、課長がおっしゃったのは、支援活動の核になるのが避難者の身近な相談役になるパーソナルサポーターという人材だということでした。新聞にも出ておりますけれども、これから12月にかけて講座を開いて、25人のサポーターを養成するとありますが、どういった役割を果たすのでしょうか。ちょっと話が出ましたけれども、きつときちんとした方といいますか、何といいますか、単にボランティアをやっている方とか、あるいは、助けてあげたい気持ちをもっているというだけではとても務まらないと思います。25人という数がどうなのかもよく教えていただきたいですし、資格を得るための講座というものの内容もわからないものですから、その辺についてどういう人が求められて、どのような講座の上にこの資格を得ることができるのか伺います。

小松県民生活・男女参画課長 まずパーソナルサポーターの養成でございますけど、今おっしゃられたとおりの専門性、それから、作業能力とか、人格的にも適性の備わっていることが必要とされると考えております。そうしたことから、この結ぶ会の構成団体の中でいろいろな資格等を有している人材でありますとか、それから、生活面、それから、就労とか、心のケアとか、そういったもので専門的に行っている機関からも推薦をいただいて、そういった方に養成講座を受講していただいた上で、終了した方をパーソナルサポーターとしていきたいと考えております。

それから、どういった養成を行うかということでもありますけれども、この養成講座を5回行ってまいりますけど、内容といたしましてはパーソナルサポーターの果たすべき役割とか活動内容、それから、避難者への理解、それから、相談のスキルということで、聞き取りをすることの基本とか、それから、連携のあり方とか、実習ということも含めて養成をしていきたいと考えております。また、25人という考え方なんですけれども、このパーソナルサポーター単独だけで活動するというだけではなくて、事務局とか、数名のスーパーバイザーという方の指導をいただきながら活動するというところで、そういった指導等が行き届く範囲ということで、およそ25名程度と考えておりますけど、今後そのニーズも把握しながら、また必要に応じて養成を行っていきたいと考えております。

樋口委員

パーソナルサポーターに応募したいという人は、ホームページなんか見ればわかるんですか、それとも、特別に何かありますか。

小松県民生活・男女参画課長 この事業につきましては新聞にもありますが、10月8日に事業説明会ということで開始をいたしまして、専用のホームページ等で募集をいたしますので、そういったところを通じたりとか、あと、結ぶ会、県も構成員になっておりますので、そういったところから関係団体等に呼びかけ、こういった事業の趣旨の説明等を行っていきたいということですが、基本的に一般の方の公募ということは考えておりません。専門的なある程度の知識等を有する方ということを対象に考えております。

樋口委員                    ということは、専門的なあるいは実績のある団体からの推薦、あるいは、それに準ずる形じゃないと、普通にホームページ、あるいは新聞を見て電話して「私もなりたい」というのはちょっと御遠慮願うということですか。

小松県民生活・男女参画課長   個人的に活動されていてすぐれた能力等を有する方もいらっしゃると思いますので、そういった方は会に所属していただきなりして、せっかく有能な人材が熱意を持ってやりたいということもあろうかと思しますので、そういった際には適宜そういった人材に対しては対応していきたいと考えております。

樋口委員                    同時に市町村への周知といいますか、連携も非常に大事だと思いますし、先ほど心のケアとかいう話もありましたし、いろいろな法的なことで悩んでいらっしゃる方もいらっしゃると思いますから、そういった市町村への周知・連携、あるいは、専門家との連携についてはどのように取り組んでいかれますか。

小松県民生活・男女参画課長   市町村では全国避難者情報システムというもので、避難者情報について承知をしているということになりますので、会の方から市町村あてにチラシ等を配布したりとか、それから、説明等を行いながら避難者に周知をしていただくということで、そういった避難者とその結ぶ会に登録をしていただいて、そして、支援を受けていただくようにしていきたいと考えております。団体との協力の関係というのも築いていくという必要がありますので、先ほど申し上げたような生活とか、就労とか、それから、医療・福祉、そういった団体にもこういった事業の趣旨等を御説明申し上げて、理解をいただいて関係を築いた上で、その後の支援が円滑にできるようにしていきたいと考えております。

樋口委員                    この件については最後の質問ですが、本年度・来年度の2年間の事業で1,000万円と聞いていますけれども、県人会長のコメントありますが、伴走形の支援をしてほしいと、まさにそのとおりだと思いますが、成果といいますか、今後の展望といいますか、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長   今回、震災で県内にいる避難者の方の中には、いろんな困難を抱えていらっしゃる方もいるということで、こういった事業を行うことで1人でも多くの方が不安を解消して、安心して暮らしていただけるということ、それから、そういった方の支援を受けるだけではなくて、自分ができること、地域で例えば社会貢献できるようなことを申し出ていただいて、そして、地域の例えば子育て支援とか、遊休地の例えば再生支援みたいなことに、逆にマッチングして取り組んでいただいて、それでその人の居場所とか出番づくり、生きがいがづくり、そういったものもつくっていただくような事業になればと考えております。

樋口委員                    資料を見ますと連携団体もしっかりしてらっしゃいますし、事務局もきちんとつくられるようでありますから、ぜひまた県としてしっかり支援といいますか、連携をしていただきたいと思いますのと要望しておきます。



(外部評価について)

樋口委員 次に、外部評価について伺います。行政評価アドバイザー会議について伺いますけれども、おさらいの意味で今回の対象の事業について伺います。どういう対象でしょうか。

渡辺知事政策局次長 樋口委員の御質問にお答えいたします。行政評価アドバイザー会議におきます外部評価につきましては、9月9日～11日の3日間にわたって公開の場で行いましたが、事業を40事業、それから、5施設の評価をいたしました。問い合わせの40事業についてであります、県単独事業で500万円以上の事業費のあるものを対象といたしました。

樋口委員 3人のアドバイザーの皆さんに御評価をいただくんですけども、3人の方すべてが廃止という評価をした事業がありますか。

渡辺知事政策局次長 行政評価アドバイザーは個々に評価するということになっております。したがって、評価の分かれる場合もございます。廃止の事業でございますが、今回40事業のうち一致した事業というのが19ありまして、そのうちすべてが廃止という事業については2事業でございます。それから、この公開の形式によります外部評価といいますのは昨年からは実施しておりますが、昨年度については4事業がすべて廃止という評価をいただいております。

樋口委員 これまでの実績として、公開が昨年からということで昨年は4事業、ことしが2事業ということ、ことしはこれからですけど、その昨年の4事業についてはその評価を翌年度予算にどう反映がされたんでしょうか。

渡辺知事政策局次長 この3人とも廃止と評価をしたものにつきましては、予算ですべて廃止ということになっております。

樋口委員 わかりました。じゃ、また後で勉強させていただきます。ことし廃止と評価された2つの事業はどのような事業ですか。

渡辺知事政策局次長 今年度3名のアドバイザーが廃止と評価したものは、ことぶき勸学院運営費とことぶき勸学院の大学院・甲府学園運営費と、この2事業でございます。

樋口委員 非常に厳しい評価が出されていますけれども、9月の9、10、11の資料を拝見して、そのことぶき勸学院の自主点検シートとか、そういった事務事業の自己チェックのものを見ましたが、みずからのチェックはいいとしても、しかし大変厳しい外部評価の結果になっている。担当からまた詳しくいろいろ聞いてみたいと思うんですが、この場で言える範囲で結構ですから、自身の評価と外部評価の違いは真っ向から違ってしまっていて、その結果についてわかるところで結構ですから教えてください。

渡辺知事政策局次長 まず行政評価の趣旨でございますが、職員自身が常に成果やコストというものを意識することによって、成果重視の行政に向けて意識改革を行うという趣旨でございます。したがって、行政評価自身は自主点検を基本としております。その一部につきましては、そうはいいいまして、職員にはノウハウがあるわけではございませんし、客観的に見ているかどうかチェック

する必要がございまして、この客観性・透明性を高めるという視点から、外部評価を実施しているものでございます。

それで、御質問のことぶき勸学院を、3名とも廃止とした主な理由を見てもみますと3点ございます。現状認識が正しいかということと、目的に対して手段が適切であるか、それから、コストについて検討しているかと、この3点でございました。具体的に申し上げますと、このことぶき勸学院という制度につきましては、県独自の先駆的な制度ということで、これまで成果を上げてきたということは、アドバイザーの皆さんが認めているものであります。この制度が昭和62年にできたものであり、それ以後、例えば県生涯学習センターや市町村、大学、博物館、それから、民間におきましてもカルチャーセンターとか、生涯学習の機会を提供する機関といえますか、機会が相当増えていること。これが1点目の現状認識としてどうだということ所で御指摘がございまして。

2点目として、ことぶき勸学院の目的といたしまして、地域の指導者を養成するという目的も1つあるわけでございますが、この地域の指導者の養成というのは、高齢者に限らず若者や女性、ボランティア、NPOも含めて幅広い層の参加を得て、リーダーの養成をしていく必要があるのではないかと、こういう御指摘がございまして。あと1点、コストの面で言いますと、1人当たりの県費負担額が非常に高額であると、この3点を主な理由といたしまして廃止というような評価を受けたと承知しております。

樋口委員

ありがとうございます。

このことが新聞に出たら何人もの方が「おれらの楽しみを奪うのか」なんていうことを盛んに言われまして、調べてきちんと答えなければならないかなと思ったりしたわけございまして、またこのことも教育委員会のほうともお話をしながら、自分なりに考えてつくってまた御相談させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(リニア中央新幹線について)

樋口委員

もう1点、済みません、リニアについて伺います。スケジュールについて改めて伺いますけれども、私の受けとめ方としてはことしじゅうに、遅くとも今年度中にリニア新駅の設置場所の決定、そして、来年、遅くとも来年度中にリニア活用基本構想の策定と理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

田中リニア推進課長

リニア活用基本構想策定のスケジュールについてのお話だと思います。活用基本構想につきましては、平成24年末、すなわち平成24年12月をめどに策定することとしております。現在、それに向けまして、先日、基本構想策定の基礎資料とするためのリニア影響調査にも着手いたしました。今後は駅の需要推計ですとか、企業誘致の需要推計を行って、最終的にこれを活用した活性化方策などについてまとめていきたいと思っております。

樋口委員

その前に、リニア新駅の設置場所の決定についてはいかがでしょうか。

田中リニア推進課長

失礼いたしました。リニアの新駅の位置の決定につきましては、できればことしじゅうにやりたいと思っております。

樋口委員

この委員会の委員長がかなり詳しく本会議で質問されていますので、非常

に参考になっているんですが、県が主体的にやってほしいという要請を受けて、今、言ったようなスケジュールで行われているわけでありましてけれども、日々、検討・議論や調査が進んでいると思いますが、そこまでこういった段取りで進めていってその決定を見るのか、その辺がもしありましたらお願いします。

田中リニア推進課長 決定までの段取りについてございます。まず先日9月6日になりますけれども、リニアの甲府圏域協議会から駅の位置については、最終的に県で決定するよという要望をいただきました。県としてはそれを踏まえているような観点から比較検討をいたしまして、最終的にことしじゅうをめどに県の期成同盟会などの場において、最終的に御了解をいただきたいと思っています。

樋口委員 あと2カ月半ということでありましてけれども、ぜひ精力的にお取りまとめいただいて、全県下が納得してそこに集中し、そして、新たな夢を描けるような、そんなことにつなげていただきたいと思っています。そこから始まりでリニア活用基本構想も、具体的に絵が出てくるんじゃないかと勝手に思っているわけでありまして。そこで構想についてであります。まず今考えられること、6月定例会でも代表質問させていただきましたけれども、人体・環境への影響についての心配、あるいは、災害や事故対策について万全に詰めていただいて、まさに安全・安心を確立していただくのはもちろんであります。先ほど齋藤委員からお話ございましたけれども、16年後のことから、可能性を大きく膨らませておいていただいて、大きな構想をつくってほしいと思います。知事の答弁にもたしかあったと思うんですが、全国に誇れる魅力ある県土づくりを目指す構想でなくてはいけないと思っておるわけです。

中にはネガティブなことを言う方もいらっしゃいますけれども、それはやはり16年後のことについてそういうメニューがあって、県・市町村あるいは県民一体となって進めていくというところを、あらわすことができると思うんですが、そこでどう考えてもこの間の議論のあった人口減少社会の中で、日本全体があるいは特に地方が厳しい状態の中で新しく絵をかきわけですから、東京一極あるいは中京圏・関西圏での一極ではなくて、首都圏、山梨、中京圏というような形で、山梨の盆地にも省庁が幾つかあることを求めていくというくらいの、そういう気概を示してほしいなど、これはちょっと具体的な願いなんですけれども、そのように思っているんですが、いかがでしょうか。

田中リニア推進課長 リニアの開通後の省庁の移転、首都機能の移転についての御質問だと思います。リニアが開通いたしますとやはり人の往来が非常に激しくなると思います。そして、今後、例えば大震災がありましたけれども、首都機能が集中していることについて非常に危険性があるということで、今後、またそういう議論が再燃してくるという可能性はあると思います。現段階ではまだ具体的な話はございませんけれども、例えばさいたま新都心に国の省庁の幾つかが最近に移っておりますけれども、そういうようなものを見ながら、今後、必要に応じて可能性を検討していきたいと思っております。

樋口委員 ぜひ夢のある可能性が大きく膨らんでいる基本構想づくりに向けて取り組んでいただきたいということです。

さて、ことしじゅうに駅がという話になりますのでいよいよ具体的になってきます。議会も議連をつくって今まで積極的に取り組んできました。去年の6月議会の最終日なんですか、リニア中央新幹線の早期実現に関する意見書も県議会として出しております。その中では、早期実現に向けて全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画を速やかに決定することと、2つ目として、実用化確認試験を着実に実施するとともに試乗会を早期に再開すること、この2つを要望しています。1つ目は実現しました。また新たに私どもも議会として、あるいは、議員として、議連として、実現に向けての意見書というか、動きも積極的に取り組んでいかなければいけないかなと思うところでもあります。

そこで、議会としてそういった取り組みをして、1つ目、先ほど言いました整備計画については実現しました。さらに試乗会の早期実現、再開をするということと、あるいは、1番の課題・問題になっています新駅の費用負担の問題、国やあるいはJRの東海の方からしっかりと財政支援などをさせるということについて、求めているなと思っていますけれども、それについて局長の方ではどのようにお考えでしょうか。

小池リニア交通局長 リニアにつきましては、去る5月に全国新幹線鉄道整備法に基づきます整備計画の決定、あるいは、JR東海に対する建設指示、こういったものがなされまして、それから数カ月ではございますけれども、その状況というのは大きく進展してまいりました。こうした中で、今、現在我々は先ほど御質問も出ましたけれども、具体的な位置の決定に向けてJR東海と協議を進める一方で、リニアのプラス効果、これを最大限生かせるようにリニア活用基本構想、これをつくるための調査に着手したところでございます。その一方で環境アセス、こういったものの手続があります。また、リニア実験線についても18.4キロの走行実験を終えて、また新たな段階に移行するという中でございます。

今後、こういったリニアが目まぐるしく進展する中で、今、おっしゃいました負担金の問題、これは非常に大きな問題でございます。このほか幾つか生活環境の問題とか、いろいろこういった問題も整理したり、解決したり、住民側に周知したりしていかなければならない問題も抱えております。こういった場合に対して機会あるごとにといいますか、機会を設けて総務委員会の皆さん初め議員の皆さん方にも説明して、御理解願って、リニアが山梨にとって最もプラスになるような方向に進みますように、また御支援をいろいろとお願いしたいと思っています。ぜひともよろしくお願いいたします。

樋口委員

議連としてですね、やはり実現できたこと、あるいは、これから要請することを、やっぱり私どももしっかりと考えていかなければいけないと思います。議長もいらっしゃいますし、総務委員長もそういう立場で本会議で集中して質問したところでございます。ぜひ詰めていただいてまた適切な対応をとっていただきたいなと思います。

主な質疑等

警察本部関係

※所管事項

## 質疑

(交通安全対策について)

中村委員

私の方から二、三お聞きしたいんですが、交通安全対策の関係について質問させてもらいたいと思うんですが、最近、横断歩道の白線とか、はみ出し禁止、その関係で標示が消えかかっているところが見られるということで、これは当然警察当局も限られた予算の中でやりくりしているんで、これは大変なことだろうと思いますけれども、そうはいつでも、はみ出しの禁止区域、またはそういったものの標示が消えているということについては、毎年、そのことに対して警察当局はどのように取り組んでいるのか、その辺の関係についての説明をいただきたいと思いますが。

川崎交通規制課長

中村委員から道路標示の塗りかえに関しまして御質問いただきましたのでお答えいたします。警察で管理しております道路標示につきましても、交通規制に関するもので横断歩道のほか一時停止の停止線「止まれ」、あるいは、はみ出し禁止の黄色の実線などが主なものでありますが、その標示の種別及び地域や路線など、その交通量や道路形状によりまして磨耗の度合いも異なります。したがって、一律に何年ごとに塗りかえるといった画一的な基準は設けてございません。標示の種別によりまして更新の仕方も異なります。

具体的には横断歩道標示につきましても3年に1回を目安といたしまして、地域を区分して現地調査を行って、磨耗状態など必要に応じて塗りかえを行っております。また、一時停止規制場所の停止線、「止まれ」の標示につきましても、交通事故につながる危険性が高いことから、毎年各警察署に指示をいたしまして、視認性の悪いことに起因する危険性に配慮しつつ、順次更新を行っているところであります。また、いわゆるはみ出し禁止の黄色のセインターライン、黄色実線につきましても、標示の上を常時車両が通過するわけではなく比較的磨耗しにくい、こういった状況から個々の路線における磨耗状態を考慮しながら、計画的に更新を行っております。なお、これらに限らず、現に磨耗が著しい道路標示につきましても、優先的に更新するように努めております。

中村委員

わかりました。

それですね、特に夜間の道路、非常に暗いときに雨なんか降りますと、非常に我々が車の運転をしておいても何とかできないのかなという感じが特にするわけですし、そんなときに、今、全天候型道路標示というものがそれぞれ各県でも取り組まれているという話も聞いておりますし、山梨県としても当然この全天候型の道路標示というものを、やられておられるんじゃないかなと思いますが、その点についてはどんな状況になっているのかちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

川崎交通規制課長

県警察では平成22年度から視認性の高い道路標示を、夜間の交通量の多く、また、低地で路面の水はけが悪いなどの場所に試験的に取り入れているところがございます。御指摘の全天候型の路面標示材につきましても、1メートル当たりの単価が通常のもの2倍という状況でありますことから、これを今後どの程度本格的に導入するかにつきましては、こうした先行した整備箇所でもコスト増に見合うだけの交通事故抑止効果があったかどうかを見きわめた上で、慎重に判断してまいりたいと考えております。

中村委員

実はこの間インターネットでちょっと調べましたら、全天候型溶融式路面標示ということで、これはインターネットからの資料ですが、この標示は夜間雨が降ったときに非常に浮かび上がってくる。これは、多分、反射されたような形で路面標示板が出てくるだろうと思いますけれども、この標示は実は我々を初め車を運転されている方たち、また、横断歩道を横断される方たちにとって、非常にはっきりわかるということです。もちろん予算が先ほどの説明では普通のものより2倍ぐらいかかるという話ですけれども、しかし、そうはいつでも、こういったことに対する安全対策ということで、積極的に今後取り組んでいく必要があるのではないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

川崎交通規制課長

全天候型の標示材のことに関しましては、現在、どの程度の交通事故抑止効果があるか、検証中でございます。道路照明の整備状況や路面の水はけ、夜間の交通量、ドライバーの運転適性など、それぞれの地域におけるこれらの条件も左右されると思いますので、先ほど申し上げましたコスト増に見合うだけの交通事故抑止効果があるかを独自に見きわめまして、いいものであるということが確定できれば、積極的に導入を図るということも考えていきたいと考えております。

中村委員

それで、もう一つはですね、7月20、21、22日と研修で群馬県へ行くに当たしまして、ちょうど20日の日に実は通行どめで、埼玉へ行くのに非常に苦労したんですが、そのときたまたま雁坂だけは通ることができたということで、それで雁坂を通過しまして埼玉、群馬へ入ったわけですが、もしも、そうしましたら、山梨県の関係で通行どめというのか、そのような形に対する緊急輸送道路の指定というものを当然されていると思うんですが、この緊急輸送道路の指定というのは、警察当局だけではなくて、消防防災課または道路管理者等々が当然やっていく問題だろうと思いますが、緊急輸送道路の指定に対しまして、警察当局としても当然打ち合わせをしていくと思いますけれども、その辺についてはどのような見解をお持ちなのか。

それから、もう一つはこの緊急輸送道路の指定の道路が県内で何カ所ぐらいいあるのか、もしおわかりでしたら御答弁をいただきたいと思いますが。

川崎交通規制課長

緊急輸送路につきましては、山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画で指定されております。先ほど何路線ということでございますが、第1次と第2次がございまして、第1次につきましては17路線、第2次につきましては81路線を指定してございます。

中村委員

わかりました。

それで、実は山梨県の緊急輸送道路の指定箇所に、広報標識の設置がないということで、今後、特に震災に備えて危機管理をしっかりしていかなければならないということは当然だと思うんですが、実は雁坂を越えまして埼玉へ入りましたら、埼玉県では「緊急交通路、地震災害時一般車両通行禁止、埼玉県・埼玉県警察」ということで、実はこういった標示がされているわけですね。これを見まして「あれ、山梨県ではこういった道路標識があったのかな」という感じがしたわけです。したがって、私どももこれはやはり今後山梨県としても、こういった広報標識の設置というものを、考えていく必要があるのではないかなという感じがしたんですが、その辺につきましての所見をちょっとお伺いしたいんですが。

川崎交通規制課長 先ほど緊急輸送道路ネットワーク計画で指定されておるという説明をいたしましたけれども、今、中村委員おっしゃいましたように、事前の広報標識の設置等につきましては、基本的には県や道路管理者が主体となって行うものと認識はしておりますが、警察といたしましても震災時の被害や緊急輸送路の確保等に伴う交通規制並びに交通情報の提供との関連もございますので、有事に備えた県民への周知・広報等につきましては、県と警察が連携いたしまして、また、県等に対して働きかけを行うなどしてまいりたいと考えております。

中村委員 ありがとうございます。  
 ぜひ私はこういったことは、もちろんこれは県全体で考えていかなければならない問題だということは十分承知しておりますけれども、しかし、これはやはり山梨県の警察としても、こういった広報標識に対する設置を積極的にやっていくような形でもってぜひやっていただきたいと思います。また、私どもも財政当局にもこういったことに対しましては、当然話をしていくつもりでおりますけれども、いち早く取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

主な質疑等 総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第75号 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例制定の件

質疑

樋口委員 何度も長い期間にわたって本会議の中でも議論し、また質問してまいりましたが、この際でありますから質問します。まさに復興財源のための増税や、その後、2010年代半ばごろまでに税と社会保障の一体改革をするということが言われていますけれども、この時期に山梨県としても新たな税負担を求めることについてはどのようにお考えでしょうか。改めて聞きます。

上小澤税務課長 国において増税が検討されている中、新たな税負担を求めることについての質問でございます。国におきましては先ほど委員からもお話がありましたとおり、少子高齢化の急速な進展に伴いまして費用が増大する社会保障について、消費税率を段階的に引き上げて、2010年半ばまでに10%にする方針が打ち出されております。また、東日本大震災の復興の財源を賄うため、国税としては所得税と法人税・たばこ税、地方税においては個人住民税と地方たばこ税の増税などが検討されているところです。これらの負担増につきましては将来に先延ばしすることなく、国民全体で支えていくという考えのもと行われるものでございます。

一方で、県土の保全や地球温暖化防止など、公益的機能を有する本県の民有林の一部は荒廃が進んでおりまして、その多様な公益機能の低下が懸念されております。こうした中、健全な山梨の森づくりを推進することは同様に重要であると考えております。御承知のとおり、東日本大震災や過日の台風におきましては、自然災害として甚大な被害をもたらしました。こうしたときだからこそ、土砂災害の防止や洪水の緩和などの公益機能を持つ森林を適正に整備・保全していくことが、県民に安全で安心して暮らしていただく上

で極めて重要であると考えております。そのための財源としまして県民・企業の皆様方から御負担をお願いするものであり、県民の皆様方に御理解をお願いしたいと考えております。

樋口委員

まさに県民の財産を守るということと、今、課長の方から話がありましたように森林を守ること、県民を災害やいろんなことから守っていく、地球環境の面からも、環境面から守ってもらうということでもありますけれども、それにしましても、大震災や急激な円高で経済環境は非常に悪い、円高の影響で景気が低迷しているということでもありますから、税負担が増えるということ、来年の4月からの分について増えるということでもありますから、しっかりと今回のいわゆる森林環境税の趣旨や税収の使途、森林環境委員会の方の所管になりますけれども、先ほど基金条例についても説明がございました。税収の使途などについて広く県民に改めてしっかりと周知をして、御納得をいただく必要があると思っておりますけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。また、それをしなければ、やはり御納得いただけないんじゃないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

上小澤税務課長

県民への周知についての御質問にお答えいたします。大変厳しい経済状況の中にありまして、県民の皆様方に新たな税負担をお願いすることになることから、県民の皆様への周知を図っていくことは大変重要な課題と考えております。これまでに森林保全の必要性や税の使途などにつきまして、県民への十分な理解が得られるよう、4月にはアンケート調査を県内の全戸に30万部配布して、県民参加の森づくりに関して広く県民の意見を聞いております。また、8月には「森づくりを考える県民フォーラム」や、県内4地域での県民との意見交換会などの開催を行ってまいりました。

今後につきまして、条例案が可決された場合には、森林環境部と連携してポスターやリーフレットの配布、さらには県政だより「ふれあい」や県政番組、県のホームページなど県の広報媒体を活用して、広く県民の皆さん方に周知を図っていきたいと考えております。また、事業者に対する広報につきましては、法人会連合会などの商工団体や税理士会等の協力を依頼していきたくて考えております。さらに、税務署や市町村にも協力を依頼しまして、確定申告の説明会での説明や市町村の広報誌への掲載、納税通知書の周知文書に同封など、あらゆる機会を通じまして県民の周知を図っていきたくて考えております。

田中総務部長

担当の課長から答弁申し上げたとおりでございますが、県民の皆様方をお願いする話でございますから、これは極めて慎重に検討する必要があるわけでございます。3月11日の震災があった後の経済情勢、また、円高ということも加わりまして、非常に厳しい経済情勢だということはよく認識をしているわけでございますが、他方で本県の森林の荒廃の状況、またその荒廃にも因果関係あると思うんですけれども、台風災害などによっていろんな土砂崩れとかが起きているという状況もございます。そういうことも考えますと、森林の公益的機能、洪水を防止するとか、それから、水源を涵養するとか、そういう機能を維持して発展させていくということは、これもまた喫緊の課題で待つことはできない課題であると考えておりまして、現実に日本全国で見ても、31県によって既にこれは導入されている税でございます。そういうことありまして、今回、森林環境税ということで県民の皆様方に負担をお願いすることになるわけでございますが、先生の御指摘踏まえまして十分



に、国においての増税の検討も進んでいる中でありますので、十分に周知を図っていききたいと思っております。

齋藤副委員長

むげに反対するわけではないわけですが、使い方をちょっとお聞きしたいと思えます。現在、山梨県の森林、相当荒廃が進んでおるといことで、これを改善して涵養なり、あるいは、また里山の整備なりしていくといことは大変なことなんです。基金を設置してあるようであります、私に言わせると、基金を設置して小出しに少しばかりずつ、森林を改善していくのではなく、思い切ってやらなければ効果は少ないんですよ。だから、やっぱりしっかりした計画を立てたら、もう基金に積み立てることなく、思い切って短期間に森林の荒廃に対する対策に取り組んでいかなければ効果は少ないんですよ、私はそう実は思っております。ですから、使い方について考え方だけちょっと聞いておきたいと思えます。

上小澤税務課長

今回の新税の対象となる森林についてでございますが、本県の森林面積につきましては34万8,000ヘクタールでございます。そのうちの県有林が46%、民有林が53%ということになっております。今回の事業の対象となる森林につきましては、荒廃が進んでいる民有林の1万9,000ヘクタールが対象となります。そのほか里山林としまして3,000ヘクタール、そのほか県有林の一部に広葉樹を植林し針広混交林に誘導するための面積が2万4千ヘクタールあり、こちらが対象となります。具体的な事業の内容が3つございまして、1つが多様な公益的な機能の維持・増進をする森づくりとして、いわゆる荒廃した民有林の伐採を進めるような事業でございます。2つ目が木材・バイオマスの利用促進として、いわゆる学校施設等に建材、生産材の利用促進をしたり、あるいは、バイオマスの資源の活用促進という形です。もう一つが社会全体で支える仕組みとしまして、いわゆる森づくりの普及啓発、環境教育等の推進に充てることとしております。事業費につきましては20年間で総額96億2,059万円、うち新税を充てる部分につきましては61億円程度ということになってございます。

齋藤副委員長

そこで、それぞれの基金というか、要するに金の使い方ですね。一応そういう計画で20年間という長期的なスタンスを持ってやっていくようではありますが、20年もかけてやっているとせっかく新税を取り入れても効果が少ないんですよ。20年もかけてやったんであれば、荒廃が進んでしまうんですよ。だから、もっと短期間にやることを考えた方がいいじゃないかと私は思っているんです。ですから、短期間にやることによって森林の改善とか、そういうものだけではなく、やっぱりこれだけ景気も低迷している中でいろんな産業、新しい産業の分野にも使うこともできるし、雇用の拡大にもつながることもできるし、ですから、やっぱりできるだけ短期間でやってほしいと思うんですが、その考え方はいかがですか。

上小澤税務課長

基金については、小出しにするのではなく、その年度の税収はその年度に見合う量の事業を実施する考え方でございますので、平年ベースは2.7億円、初年度は約2億円を充てるような形になります。それを20年間、推進の状況を見ながら実施していきます。

田中総務部長

委員御指摘のとおり、森林の荒廃というのは非常に憂うべき状態でございますので、私どもとしましてできるだけこれは短期間で効果的にやってい

きたいという気持ちはあるんですが、一方で財源の制約もある中で、私どもとしましては先ほど税務課長が申し上げた本県において整備していかなければならない全体の森林のうちで、やはり将来にわたって公益機能を発揮させる必要があって、かつ、森林所有者がもう手入れはされずに荒廃した民有林という形で重点化をしていきまして、特に急ぐ必要があるところはまず5年間やって、5年後にまた見直しをしていくということで、今回も森林環境税の制度設計をさせていただいているところでございますので、5年間の期間ですね、最も効果が発揮されるところを重点的にやっていって、また改めてその5年後にその状況を見て、見直しの必要性を判断したいと考えております。

齋藤副委員長 先ほどの説明の中で2億7,000万円が1年間に見込め、2億円を計画して7,000万円は基金へ残しておくという説明でした。最初から新税をとって2億円使って7,000万円基金へ残しておくなんていう使い方では、7,000万円が必要ないことだから、そんな500円なんて必要ない。私は2億7,000万円税収あるんだから2億7,000万円を計画を立てて、その中で残ったものを次期に積み立てるという考え方でなければおかしいんですよ、実際。せつかく2億7,000万円の税収を得たんだから、2億7,000万円の中の計画をまず立てて、そして残ったものを基金に積み立てていくという考え方はわかるんだけど、最初から2億円使って7,000万円残しておくなんて考え方だったらね、500円なんて要らないですよ。どうですか、その辺は。

上小澤税務課長 私の説明が誤解を招いたかもわかりませんが、基本的には当該年度で集めた税収につきましては、当該年度で使うという考え方でございます。平年ベースで2億7,000万円ということでございまして、初年度につきましてはそれよりも若干減るということでございますので、基本的な考え方としては、当該年度に入った税収につきましては当該年度の事業で使うという、そういう仕組みになってございます。

齋藤副委員長 県民にわかるようにやってください。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第78号 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第79号 山梨県職員定数条例中改正の件

質疑

森屋委員

午前中の企画でチャレンジ山梨行動計画のことに若干触れさせていただきましたが、行政改革ということでここまでは県債残高削減、それから、公共事業費削減、それから、県職員人員純減という議論、どんどんやってください、そして、成果が出てきたことを「あ、よく御努力されました」という雰囲気であつたような気がするんですけども、しかしながら、ここまで進んできていよいよ次のステップに来たなという感がしているんですね。それはなぜかという、午前中ちょっと言いましたけれども、県債残高もどんどん減らせばいいじゃないかということなんだけれども、しかしその一方でかなり身に迫ったとか、県債の発行をへらせば普通の県民生活あるいは企業活動にすぐ影響が出る。

それはいわゆる公共事業削減も、公共事業だめだと、減らさない、どんどん減らさないと言ってきたけれども、いよいよもうこれ以上減らせるのかという、僕は極限に来ているような気がするんですね。ですから、やっぱりこの辺からはそういった意味でもっと違った次元での議論を、これからはしていかなければならないという気がするんです。今回のこの定数条例の改正というのは、既の実現されたことに対する定数削減ですけども、やはりこれからは一方で組織のあり方みたいな議論をしていかなければ、一方で職員は減らされてきて、でも、この間からいろんな議論がありますが、本会議でもあつたように気がしますが、仕事はそんなに減ってない。むしろ部局によっては偏りがあつて増えているところもあるんだということもあるんですね。

だから、県職員という人たちの使い方の、やっぱりそもそも論みたいなどころの組織のあり方みたいなもの、言ってみれば僕は1つはもう少しフレキシブルというか、固定した部局所属ではなくて、何かのときにはフレキシブルにある程度動かせるような人事というの、ありなのかななんて最近思っているんですけども、そういう議論というのは県庁の中でされているんですか。もちろんされていると思いますけど、具体的にどういう場でどういう形でされていますか。

原間総務部次長

委員御指摘の点につきましては、まことにもっともな点かと思うわけでございまして、そういう意味では組織の見直しというものを常時進めていく必要があるわけでございまして、それにつきましては行政改革推進課の方が中心となりまして、毎年、組織の見直しということで作業をいたしておるところでございます。

森屋委員

それも若干は知っているんですけども、なかなかそもそも論的なやっぱり根本的に人員の配置みたいのを、あるいは、機構みたいのを、議論までなかなかないなと、これまでずーっと話をきて感じているんですね。やっぱり僕はこの際ね、そういうところまで踏み込んでいかないと、なかなか既存のやっぱり部局のあり方や、そこに人を配置していくやり方ではね、もうかなり限界に来ているなという気がするんで、こういうことをお話しさせていただきましたけれども、おそらくこれからは県職員の削減というのはきっと進んでいくんだと思いますが、ぜひですね、この場では議論することではないかもしれませんが、一方にはそういうこともやっぱり頭に置きながら、県というのはやっぱり、この後、所管でちょっとやりますが、本当に新たな行政需要みたいなものも生まれていて、県の役割というのは実は縮小していつ、県がなくなればいいなんていうことじゃないん

ですよ。新たに県がもっと役割を果たさなければならないっていう場面がむしろ増えているんですよ。だから、そういう意味でもやっぱり既存の組織にとらわれないそういう議論を、ぜひこの際また進めていっていただきたいなと思いますけど、部長。

田中総務部長

委員が御指摘のとおり、今まで行財政改革というのを精力的に進めてきたわけですが、これからの県政を考えていくときに、やはり県民サービスと、それから、行財政改革というのを両立していくと。どっちが大事ということはないんであって、県民サービスを気にしながら行財政改革というときには先生が御指摘いただいた組織のあり方をどうするとか、職員の適正配置とか、そういった視点が相次ぐわけではありますが、その2つをバランスよく確保していくということが何より大事なんであろうと考えております。委員の御指摘もよく踏まえながら、また、今後、県政運営に当たっては配慮していきたいと思っております。

齋藤副委員長

ちょっとお聞きしたい点がありますが、行財政改革を進める中で指定管理者制度も導入されていると思っております。この指定管理者制度を導入されて、指定管理者制度でどのくらいの人員がそこで削減できているのか、指定管理者制度でどれだけの効果があったのか、ちょっとその辺を教えてください。

原間総務部次長

指定管理者によります人員削減数につきましてはちょっと今手元に数字がないものですから、また後ほどお届けをさせていただきますけれども、指定管理者制度の導入につきましては、これも行革推進課の方が中心になって進めておりまして、かなり多くの実績を残しているものと承知をいたしております。

齋藤副委員長

全国的に指定管理者制度というのは普及されて改革されているわけですが、指定管理者制度で削減される、これは当然民間委託するんだから、それだけのものが人員は削減されて浮いてくるわけなんです。それとその浮いてくる者との部局で削減された数字が、どうなっていくのかということなんです。それでいけば、指定管理者で何人減らせているのかということによって、果たして削減した率が適正かどうかということの評価が出ると思うんです。その辺はわからないですか。

原間総務部次長

定員適正化計画を作成・策定をいたしました時点で、指定管理者制度の導入等も含め見込んだ上で、最大限の縮減目標というものを立てまして計画を進めてきたところでございます。したがって、その削減目標を上回る794人の削減が達成したということでございますので、当然、そういった指定管理者等の影響がよい方向に出ているものと考えております。職員数が適正かどうかという判断はどこにというお話でございますけれども、知事も答弁で若干触れましたが、人口規模類似県といったところの比較の中で、果たして職員数がどの程度の位置なのかということが、1つの物差しになるかと思っておりますけれども、本県の人口プラス・マイナス20万人の規模で把握いたしますと、全部で9県になりますが、その9県のうちで職員数人口10万人当たりに対する数ということで比較をいたしますと、本県は職員数が少ない方から3番目ということでございますので、職員数の規模という意味では、適正な水準が確保されていると考えております。

齋藤副委員長      私は厳しいこの時代で、例えば企業は経営が苦しいときなどは、必ず人件費から削っていかねば立て直すことができない。今、行政もやっぱり人件費というものが、相当のウェート占めておることは間違いないわけですから、私はこの削減した率が果たして、類似県は類似県として、山梨県として適正かどうかということの判断はまだ私にはわかりません。いずれまた検討させてもらいますが、指定管理者制度で幾つ指定管理者に出して、何人それで人員が削減されているのかということ、その考え方をちょっと教えてください。

原間総務部次長      数字の方は後ほど整理をいたしましてお届けをさせていただきますけれども、基本的には先ほど申し上げましたような観点からも、本県の場合は適正な規模にあると考えているところでございます。今後とも簡素で効率的な組織づくりを進めまして、片方では県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を確保するという姿勢は変えずに、今後とも進めてまいりたいと考えております。

討論                    なし

採決                    全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第80号              山梨県県税条例中改正の件

質疑                    なし

討論                    なし

採決                    全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第85号              平成二十三年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許中総務委員会関係のもの並びに第四条

質疑                    なし

討論                    なし

採決                    全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第96号              特定事業に係る変更契約締結の件

質疑                    なし

討論                    なし

採決                    全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-7号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※ 請願第23-8号 行政書士に行政不服審査法における不服審査手続きの代理権の付与を求める意見書に関することについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※ 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第 23-15 号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第 23-16 号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見

樋口委員 それぞれのときにいろんなところから、このことについては意見を求められました。私は必要なことだと答えております。また、さまざまな場面、あるいは、多様化する県民ニーズ、あるいは、今の日本、山梨ということをかんがみたときに、しっかりと議員が研さんを積むこと、見聞を広めることは必要だと思っております。また、4月に出された住民監査請求の監査結果においても、その必要性は認められているところでもあります。しかしながら、諸般の状況にかんがみて、議会としてはさらにその必要性をしっかりと検討していく必要があるものと考えております。継続審査を求めます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑

(消防の広域化について)

森屋委員 それでは、本会議でもお話がありました消防広域化について若干お話をさせていただきたいと思えます。まず、整理をさせていただきたいんですけども、本会議の質問においては全県下組織の一本化ということを中心に議論がされたと思えます。実はこの問題にはもう一方の課題があります。それは消防無線のデジタル化に対応していかなければならない。それにあわせて指令業務の一本化ということも1つの課題・テーマになります。ですから、この消防広域化問題についてはこの2つの論点があるんだと思えます。

最初の組織の一本化ということにつきましては、私は本会議での知事答弁、あるいは、部長・本部長答弁で理解ができました。大変難しい問題だと思えます。それは基本的には消防組織法上からいくと、町村の業務でありますから、できれば市町村の皆さん方が自主的にそのことを議論していただいて、進めていただければいいわけですが、現実論としてはなかなかそれぞれの消防、既存の県内10の消防本部の皆さん方が、他のところと何というんですか、連携をしていく、あるいは、一本化していくという、なかなか現

状では私はインセンティブがそこに生まれてない、生まれてこない。ですから、そこに県としてどうやって係わっていくかと、非常にナイーブな問題だし、しかしながら、県には一生懸命やっていただきたい。ただし、これは期限の決められたことではありませんから、とって、長々やる問題でもないと思いますけれども、ぜひここは慎重にも慎重の上に、市町村の皆さん方の総意をつくり上げていただいて、それに県のリーダーシップをぜひ尽くしていただきたいと思います。

そこできょうは、もう一方の問題であります消防救急無線のデジタル化、あるいは、指令の一本化という話であります。これは実は皆さん御存じだと思いますけれども、期限が決められています。これは国の補助制度の関係で、県下一本ですべてを一元化して行って、この工事をやれば有利な起債を認めますよということなんですね。それが平成28年5月までということでもありますけれども、現状においては私の知り得る限りでは、この既存の消防広域化推進協議会の中において、このことも並行して進まないと聞いているわけがありますけれども、なかなかこのことで合意形成ができないという現状は、何が一番の問題なんでしょうか。まずそこからお聞きをしたいと思います。

宮原消防防災課長 委員御指摘のとおり、消防組織法におきまして消防につきましては市町村の業務ということがうたわれております。しかしながら、消防の広域化に関しましては、本部機能の統合によりまして、管理部門の方を現場活動へつかせるというようなことで、消防力の強化という面では多くのメリットがあり、県といたしましては本県の人口規模、あるいは、地理的条件などを見て、県下1消防本部体制が適しているということで消防広域化推進計画をつくりまして、県が調整役になって広域化の推進を進めているところでございます。それで、委員がおっしゃった消防指令の一元化につきましても、組織だけではなくて消防指令のデジタル化については28年5月で期限が切れますので、これは進めていかなければなりません。現在、消防の推進協議会がありますので、消防救急無線のデジタル化あるいは指令の一本化につきましても協議会の事務として行っているところでございます。それで、消防指令の一元化につきましても整備費用の節減が図れるとか、情報の共有化が図れるということで、消防広域化、組織の広域化とあわせて進めているところでございます。

森屋委員 デジタル化のスケジュール表をいただいたんですね。これを見させていただくと、当然、今、課長さんがおっしゃったように、組織論の方が先行してまとまっていけば、当然、デジタル化も一本でできるし、指令も一本になるということになるわけだけど、今のところは組織論の方がなかなか難しいということで、しかしながら、デジタル化の議論と切り離しができないという、何かすごく中途半端というか、県としてはどのようにリーダーシップをとっていったらいいかという、非常に悩ましさというのが見えてくるんですけれども、少なくともこのスケジュールの中で、今年度しなければならぬこと、来年の3月までにはここまでしておかなければならぬということは何ですか。

宮原消防防災課長 組織の広域化につきましては、前回、8月の消防広域化協議会で議論となっている課題が2つありまして、消防の職員の充足率とか、人件費の問題ということが大きく問題となっております、そこで合意が得られないということで、継続して協議をするということになっております。一方、デジタル



化につきましては期限が決められていまして、ことし9月に消防の協議会でデジタル化に向けて電波伝搬調査と基本設計を発注いたしまして、今年度中にはその結果を出すところでございます。その結果を見まして、これも組織の広域化と絡んでくるわけですが、それと一緒に結果を見ながらデジタル化の方向性と、あるいは、組織の方向性というものも検討していくというスケジュール感でやっております。

森屋委員

恐らく来年の3月までのどこかの場面で、既存のやっぱり組織論を語ってきた広域化推進協議会とは分離する形で、一生懸命組織論をやきましょう、議論しましょうと言っているわけですから、積極的なものはできないのかもしれないけれども、しかしながら、どこかのところでやっぱり切り離して、どうしても私はデジタル化を県下一本、広域共同化、それから、それにあわせた指令の業務の一元化というものを、何としてもやってもらいたい。これは後で言いますが、そのことで県民のメリットがそこに生まれてくるということ、後ほど話をしたいと思っておりますが、もし仮に今の既存の消防広域化推進協議会の中で切り離すという場面になったときには、デジタル化ということについての1つの新たな組織というものを、つくっていかねばならないんですか。そうした場合に、仮にそうであるならば、どういうものをつくらなければいけませんか。設置条例みたいなものをつくった正式な会としなければなりませんか、それとも、既存の事務レベルで事務作業を進めていくレベルでできるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

宮原消防防災課長

現在、当然、組織の広域化につきまして議論を進めているところでございます。万が一、組織の協議が破綻したということになれば、協議会自体の事務局につきましては、組織の広域化というものを議論する前提でつくっておりますが、あわせてデジタル化、指令の一元化もそこでやっているというのが現状でございます。そういうことから考えますと、組織自体の議論が続く限り今の体制でやっていくということが見込まれます。一方、デジタル化あるいは指令だけを独自でやっていくということになれば、組織体制の見直しもせざるを得ないのかなと思っております。

森屋委員

そうではなくて、破綻はしてほしくないんですよ、破綻をしてほしくない。やっぱりこの推進協議会の中で組織の議論も進めていってもらいたいんですよ。しかしながら、一方においてデジタルの議論ももう現実的にしなければいけないわけでしょう。だから、このスケジュールからすると、リミットはもうかなりタイトな部分で迫っていますよね。だから、組織の方は片方で進めていくんだけど、でも、あるところで分離しないと、そのデジタル化というのに入っていけないんじゃないかなという気がするんですけども、そうじゃないんですか。

宮原消防防災課長

デジタル化につきましては期限が決まっております。今年度中に、繰り返しになりますけど、電波伝搬調査及び基本設計の幾つかのパターンを検討する材料を得るための調査をしております。そして、基本的に幾つかのデジタル無線、あるいは、指令センターのあり方を判断するとともに、いずれ組織の判断もそれに基づいてせざるを得ないのですが、今年度ぐらいが目安になるのかなと思っております。

森屋委員

それぞれの協議会を構成をしています27の市町村長さんたち、それぞれ

一国一城の主ですけどね、そうした皆さん方を束ねてこの議論を進めていく、非常に何というか、私も議員をさせてもらって今までこういう場面での、県が積極的に例えば財源も、補助金みたいな金も出しながらね、そして、何かをまとめていくというのはあったかもしれないけれども、ちょっと法律的にも設置の根本的なところは市町村にあって、そして、県がそこにどうやってかかわっていくのかなというのは、今まであまりなかったのではないかなと思います。きのうたまたま一般廃棄物の説明がありましたけれども、それに若干似たようなものだと理解していますが、その難しさは重々わかります。慎重に進めていただきたいと思いますが、ともかく無線のデジタル化、県下一本でやっていただく、そして、それにあわせて指令の一元化というのを果たしていただきたいということなんです。

実は、私、このことについて平成15年12月2日に、メディカルコントロールについて、本会議の質問でお聞きしたことがあります。なぜかというのと、メディカルコントロールというのは病院にお医者さんが24時間待機をして、それぞれの消防本部においでになる消防士さんから、今は携帯電話だと思いますけれども、電話連絡をいただいて、どういった処理をなさいますか、あるいは、どこの病院に運びなさいということをおいやるコントロールするのが、メディカルコントロールということでして、実は山梨県はこのメディカルコントロールについては、非常に全国でも先駆的なことをやってきた。このデジタル化にあわせて消防指令というの、あるいは、既存のこのメディカルコントロールというの、昇華させてもっと発展させていくということが、実は山梨県民にとっても非常にありがたいこと、既存の医療資源を有効に使える素晴らしいことだと思っているんですね。

実は、私、自分の議事録をホームページからとりましたら、平成14年に国の方で、メディカルコントロールを考える傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準というのを制度設計したんですよ。そのときに山梨県から総務部長さん、それから、消防防災課長さんもその協議会に入られて、国の制度設計にかかわっているんですね。早速、その後に山梨県でそのメディカルコントロールというのを、全国に先駆け、いち早くつくっていただいたという経過がありますけれども、今、現状このメディカルコントロールの、もっと細かく言えば地域のメディカルコントロールという話になるかと思いますが、この地域メディカルコントロールというのが、今、現状どのようになっているかというのは、課長さん、おわかりになりますか。

宮原消防防災課長　メディカルコントロールにつきましては、委員がおっしゃったところは、地域で任意のメディカルコントロール協議会の中で議論をしてきた経過がございます。それで、消防法の改正がありまして、各県で必置規制になりました。21年5月、メディカルコントロール協議会を置くこととなりました。そして、県も条例をつくって置いたのが21年10月です。それで、問題となっていた傷病者のたらい回しとか、搬送時間が長くなるということで、消防機関と医療機関が連携してどうしたらいいかというのを議論して、その実施基準をつくったのがことし3月で、4月から運用になっております。それで、今は搬送時間を短縮する、病状に応じた適切な医療機関のところに搬送するという実施基準をつくって実施しているところでございますので、それを、今後、検証していくということでございます。

森屋委員　実は、今回、中央病院に10年ぶりぐらいにこのことがどうなっているか聞いてみたんですね。そうしましたら、10年前にお答えをいただいたとお

りに、県立中央病院救命救急センターには、救命医による24時間の指示・指導体制が整備されている。救命医による救急活動の事後検証制度、救急隊の再教育システムをしっかりとやっていますよと。なおかつ、今は中病にそれを持ちながら、その検証を山梨大学医学部のほうでやってくれるということなんだそうです。そして、救急隊と医師との連絡調整をするメディカルオフィサーというのを、各消防本部持ち回りで、昼間の間だけだそうですけれども、中央病院の中にそういう方がおいでになるそうです。

どうなんですか。先ほども課長さんがおっしゃったように、法律が改正されて全国的にこれはもうそういうレベルになっているんですかというお話を聞いたら、そうではありません。このように地域メディカルコントロールが県下一本でされているのは、山梨県と石川県と九州の長崎県だと、この3県だけが県下一本のコントロールをやっている。ほかの県はなかなかこの地域メディカルコントロールを一本化できない。それは地理的条件が、横に離れていたり縦に離れていたりして、なかなか県下一本でやるところというのはいないんです。今回調べていただいたら、石川県と長崎県も確かに一本でやっているけれども、特に長崎県の場合、離島なんかがあってなかなか実質は機能していません。それから、石川県についても形としては報告をされているけど、実際は機能していません。

という意味で、実はそう考えると都道府県単位でいって、地域メディカルコントロールを県下一本でしっかりやっているのは、実は山梨県だけだということがわかりました。ですから、ぜひ今回のデジタル化にあわせて指令センターを一本にしていって、そして、この既存の全国に誇れるような、10年以上積み重ねてきたこういう体制をクローズアップしていけば、山梨県の中において非常にこれはそれぞれの消防本部の利害関係は抜きにして、県民サービス、横内知事が提唱している「暮らしやすさ日本一」を実現させるためには、私はこのことは成し遂げなければならない大きなテーマだと認識をして、お話をさせてもらっているんですけれども、いかがでしょうか。

宮原消防防災課長 確かにメディカルコントロールを全県に1つ、そして、消防の組織は1つが望ましいと考えております。指令センターが一本化になれば、必ずやらなければならないデジタル化の整備費用も削減できますし、指令センターが1つになれば全県下の救急状況とか、災害状況も一目でわかるというようなメリットもありまして、あわせて、大阪とか愛知でやっております消防指令センターに医師や看護師、あるいは、相談員などが在駐して、救急相談とか、医療機関の案内を行っている救急安心センターというものもございます。指令センターの一本化になればそういったものの受け皿ともなるということが考えられます。

森屋委員

今おっしゃっていただいたような非常に県民にとっては、特にこうした山梨県のように地理的にもそんなに広くなくて、そして、限られた医療資源というものを活用していかなければならない県にとっては、このデジタル化の共同化・広域化、そして、あわせてこの指令の一本化というのは、何としてもやっていかなければいけないことであると思います。しかしながら、残念なことに、この議論は市町村の皆さん方の、先ほどからお話ししましたように、協議会の中におきますとね、地域の市民、あるいは、そこの地域事情というのをまず第1に考えて、それぞれの首長さんたちはお話をされますから、全県を網羅したそうした次元でのそこのレベルでの議論まで、なかなか行けないということは容易に想像ができるわけでありまして。

ぜひですね、最後に部長に、やっぱりメリットの部分が出てくるわけですが、こうしたメリットというものを正面に出して、市町村長さんの皆さん方の御理解をいただくためにも、私はどの程度という話は今の時点ではしませんけれども、将来的にこれからデジタル化の一本化、広域化・共同化をしていく中において、やっぱり県のリーダーシップをしっかりと発揮するためにも、私は財政出動もやむを得ないという、用意があるという言い方は微妙なのかもしれませんが、やむを得ないというくらいの意気込みで、ぜひこのことに対してリーダーシップをとっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

田中総務部長

県といたしましては現在の段階では、消防全体の広域化ということを一生涯懸命進めている状況でございます。本会議でも申し上げましたけれども、この消防の広域化というのはもちろん財政支援をした方がいいという御指摘があるのは承知をしておりますが、この消防の広域化というのは管理部門から現場の要員をふやすことができるのか、それから、現場への到着時間を短縮できるんじゃないかとか、そういう財政出動を待つまでもなく、消防本部そのものに対して非常にメリットがあるということで、私どもは広域化を今一生涯懸命進めている状況でございますので、まずは現在のところはこれを一生涯懸命進めていくという姿勢でやっているところであります。

他方で、委員から御指摘がありましたように、消防指令の一元化というのは期限がある話でございます。平成28年5月までに消防救急デジタル無線を進めていく必要があるわけでございますが、これをやる場合には一元化をした場合のメリットが大きいということにつきましては私ども認識しておりますし、そのためには指令センターについても一元化をした方がいいわけでございますし、指令センターを一元化することによるメリットというのも、これも多々あるということも承知をしております。したがって、現在のところは消防の広域化をまずは進めていく、消防全体の広域化を進めていくということでやっていきたいと思っておりますが、他方で消防救急デジタル無線、あるいは、消防指令センターの一元化というのは、締め切りが決まっている話でございますので、こういう締め切りにも留意しながら進めていきたいと考えております。

(防災対策について)

渡辺委員

つながるところがあるわけですが、防災について質問をします。チャレンジ行動計画にもありますけれども、大規模地震、富士山火災、火山防災、こうしたことについて東日本大震災の教訓として、あるいは、東海地震、富士山火山等による大規模災害発生時、こうしたときに一層の強化を図っていくというチャレンジ行動計画が出ておりますけれども、3.11の震災のときに本当にライフラインである電気がとまって、もう寒冷地ですから、ボイラーを持っている家庭はほとんど100%それが使えなくなりました。それから、電気だけで生活している家庭は大変な一夜を明かしてしまったり、あるいは、液状化、こうしたことも心配されたりとか、想定以上の被害が発生したわけですが、今回のこうしたことも教訓にして、山梨県としてはどうしたところを主に重点的に強化して県民を守っていくのか、その具体的な考え方をまず聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

宮原消防防災課長

御承知のように東日本大震災を受けまして、本年度の消防体制の全面的な見直しに着手してございまして、1つは地域防災計画の見直しを今やっている

ところでございます。これは年内を駆けまして本県の案を取りまとめていきたい、そういうスケジュール感でやっております。一方、先般9月14日、やまなし防災アクションプランの案ということで発表させていただきました。これにつきましては、今後、関係機関、県民の皆様、議員の皆様方に幅広く御意見をいただきながら、年度末に成案を取りまとめていきたいと思っております。そして、その中の防災アクションプランでございますけれども、これにつきましては、東日本大震災、あるいは、大規模災害等から40の主な教訓を選び、それをもとに個々の具体的な約240のアクションの案を出しておりますけれども、これを実施に移していきたいということでございます。

このアクションプランは、「命を守る」、「暮らしを守る」、あるいは、「復旧・復興をやっていく」という、3つの分野に分かれております。その中で命を守るという予防対策、これにつきまして項目数が全体で169、予防を重点的にアクションの中へ設けております。その中でも、今回、東日本大震災でライフラインの分断とか、自治体そのものも被災したというような個々の40の教訓をもとに、重点的に施策を進めていきたいと思っております。

渡辺委員

今さまざまな観点から取り組んでいただいていることはわかるわけですが、県民への周知徹底についてはいろんな機会をとらえてやっていくんでしょうけれども、それについて県民に対しどういうことをしていくのか、安心・安全を与えるためにいろいろな取り組みをしているよということを知らせていくことは大事なんですけど、その辺はどうなんですか。

宮原消防防災課長

具体的には、今後、県民の団体、福祉の関係の団体、特に障害者、児童、あるいは、長寿の関係の団体、また女性団体を中心に実際に意見聴取をやっていきたいと思っておりますし、この前、知事のひざづめ談議でもこのアクションプランを提示して、意見を聞いていただいたところでございます。また、県政出張トーク等もございますので、あらゆる機会をとらえて県民の意見をいただきながら、年度末に成案にしていきたいと思っております。

渡辺委員

今、課長の方から図らずも障害者という話が出てきましたけれども、実はこの障害者の避難ということは非常に問題になっておまして、特にふじざくら支援学校等が富士北麓地域にあるわけですが、そうしたところを災害が発生したときの避難所にしていただければ、そこにはいろんな施設があったりとか、非常に助かるなという声が多いわけですが、現在、ふじざくら支援学校は避難所の指定にはなっているわけですか。

宮原消防防災課長

ふじざくら支援学校は県立の施設でございます。そして、避難所を指定するのは市町村でございますが、市町村におきましてはまずは第1に自分の市町村の施設を避難所として指定いたします。しかし、近くに市町村で指定する適切な避難所等がない場合は、県立学校、例えば、今、委員がおっしゃったふじざくら支援学校について、市町村との話し合いの中で避難所として指定することは可能でございます。

渡辺委員

非常にうれしい答えですけど、ぜひそれは検討していただきたいなと思います。

それと、また角度を変えて伺いますけれども、私の地域には自衛隊の駐屯地がありますが、災害発生後、毎日50人規模で現地に行って災害救助活動

をしています。行動計画の中にもそうした自衛隊の経験者等と連携をとりながらということが出ているわけですが、災害が発生したときに自衛隊の出動というのは、単に知事の要請とかで動いてくるわけでしょうが、時間がかかるということで、自衛隊との連携で速やかに出動できる体制だとか、そうしたことをぜひしてもらえればなと思うんですが、それについてはどんな状況になっていますか。

宮原消防防災課長 これは地域防災計画の中で、関係機関との連携でさまざまな規定がありまして、それに基づいて自衛隊との連携もやっていくことになっております。そんな中で、今年度はまた本課に自衛隊のOB、防災専門監等も配置されましたので、また専門監とも連携しながら自衛隊の速やかな応援等を、要請できるようにしていきたいと思っております。

渡辺委員 ぜひそれはお願いしたいと思います。それから、これはここで聞いていい問題なのかちょっと迷うわけですが、自衛隊には野外訓練するための炊き出しの部隊、システムがあるんです。私が一番心配するのが富士五湖の地域の中で、ファナックさんだけは多くの社員住宅があって都会型の生活をしている。災害が発生したときに村の人たちは食べ物とかが確保でき生き残れるわけですが、社員住宅のすぐそばに駐屯地、そうした体制が整っているわけで、ぜひともこれは県のサイドからお願いしてでも、緊急的には何とか出動してもらえないか。あるいは、隊員のためにと申しますか、多くの飲料水の備蓄もあるわけでございますけれども、本当に特殊な事情の社員住宅ということを考えていけば、すぐ隣ですから何とかお願いできればなと思っているわけですが、これについてはどうでしょう、そんなお願いができますかね。その辺をちょっと伺いたいと思うんですが。

宮原消防防災課長 自衛隊につきましては確かにかなりの備蓄量あると思いますが、いずれにいたしましても、県といたしましては自助・共助というものを皆さんに啓発しながら、まずは自分で備えてというようなこと、そして、また市町村にも備蓄もありますし、県にもあります。そして、また流通備蓄等の物資等も確保できると思っておりますが、自衛隊個々に関しましてはちょっと状況を調査しながら、また研究させていただきたいと思っております。

田中総務部長 災害あったときの備えというのは、基本的にはまず自分でやっていただけるような、備蓄を確保していくというのがまず基本であろうと思っております。そこで、ただ、足りない部分につきましては例えば非常食とか、そういう保存食につきましては公的備蓄を避難所にしたり、あるいは、コンビニとかスーパーみたいなところと協定を結ぶことによって流通備蓄を用意する、こういうことを補完することによって、発災後3日間程度は食糧を確保できるような体制をつくっていくというのが基本でございまして、これに沿って地域防災計画というのは見直しをしていくわけでございます。自衛隊と具体的にどういう連携ができるかということにつきましては、今後の自衛隊さんの意見も聞きながら、また検討させていただくテーマではないかと思っております。

渡辺委員 それで、体制が違いますからね、難しい部分があろうかと思っております。実は私も自衛隊の近くに住んでいますのでいろいろ関係もしていますが、最初行ったときと大分体質が変わってきてまして、そして、特に駐屯地の場合

は地域に開かれた自衛隊、そして、地域と交わりを深くしていこうということで、非常にそういう意味では門戸を広げて、いろんな意味で協力もしてくれているということで、そうしたところからそういう話も実は出ているわけでございます、これやっぱり地元の自衛隊さんのところへ親しく通うことによって、ある程度の道が広がってくるのかなという思いもありますので、ぜひともまた、お答えは要りませんけれども、県民を守るという立場から話を進めてもらえればなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと、ここで聞いていいですかね、台風12号、15号が襲ってきました。それで、15号のときには国道52号線も閉鎖されたり、中央道も閉鎖されたり、ある議員はうちへ帰れないから甲府へお泊りになりました。私も帰り道が御坂しかなかったんですけれども、その前の14号のときは1本木が倒れて御坂の途中交通が途切れましたが、15号のときは幸い通行できました。しかしあちらこちらで寸断しているという状況ですので、防災危機管理監もいらっしゃいますけれども、現地調査というものをもう少し頑張ってください、今回は大変な被害が発生していますので、ぜひとも県の方から、きょう電話してきましたけれども、県の対応がもう少し欲しい、応援欲しいよという電話をしておりますので、現地ですね、皆さんと一緒にどのようにして解決したらいいのか、その辺もお願いしたいと思います。

そして、災害現場に行ったときに、これは河川の仕事、ここは県土整備部で、ここから向うは林務だとか、非常に縦割りでまだまだ対応しているわけですけれども、やっぱり災害のときは横一線でそうした現場の声に対応していただくというのが一番ベターだと思いますので、その辺の取り組み方を総務部長に伺いたいと思いますけれども、いかがですか。

田中総務部長

台風や集中豪雨などによるとか、あるいは、地震などによる山地崩落、山地崩壊や土石流とか地滑りとか、こういったさまざまな土砂災害が本県においては発生する可能性ありまして、そういうときには中山間地域などへの道路が寸断されることになるわけでありまして、これが今回の台風12号でありますとか、15号においてもまさに起こっているところでございます。そういう特定の地域の孤立ということを防いでいくということは非常に大事だと思っております、ここはもう部局縦割りではなくて、関連部局と風通しをよくした上で、道路網の整備・確保でございますとか、あるいは、残念ながら発生してしまったときの対処のために情報連絡手段を確保しておくとか、あるいは、ヘリポートの整備を進めていくとか、こういったことを総合的にやっていきたいと思っております。それから、孤立の恐れがある集落については、現地調査をしているところでございますので、またこれも施策に反映していきたいと思っております。

(消防団員の確保について)

齋藤副委員長

ちょっと消防のことが出ましたのでお聞きしたいんですが、私は消防団のことでちょっとお伺いしたいと思っております。現在、消防団が団員を確保するために大変苦慮しておるということをお聞きしておりますが、その辺の実態をどこまで承知しているか伺います。

宮原消防防災課長

消防団員の確保につきましては、大変苦勞しているところでございます。全国的にも最近消防団員が減少しており、山梨県でも全国と同じように減少しているという状況でございます。10年前に比べまして全国では約94万人がいた消防団員が88万人となり、約6万人、マイナス6.4%という減

で、本県におきましては10年前に1万7,000人いた消防団員が約1万5,000人に減少いたしまして、マイナス11.1%という減少になっております。

齋藤副委員長

全国的な傾向ですが、しかし消防団は例えば阪神淡路の大震災のときにも、淡路島で広域消防とか、そういうものが出動する前に消防団が非常に活躍したと。なぜかという、消防団はどこのお年寄りがいて、どこのおうちに小さい子どもがいて、障害者はどこにいるんだということ、大体、地元の消防団員ですから把握しているということになりますね。ですから、そのときに一番初動対策で動いたのは消防団だと、住民を救ったという記事が当時は新聞に掲載されていました。ですから、消防団というものは災害時には非常に大きな役割を果たすということがございます。消防本部はたしかに、機器も十分整備もされているし、救急道具も非常に充実されておるので、火災などとかいう面では非常に役立つわけですが、災害時ということになると、やっぱり消防団の数にはかなわないと、数でやっぱりやらなければならない災害の復旧等々がございます。

なぜ消防団員が確保されないかということの1つに、勤めている企業が協力してくれないということがあります。企業に働いている人たちが途中で消防だからといって休んだりとか、飛び出すことができないと。飛び出せば「もうあなたはあしたから来てくれなくてもいいですよ」という企業もあるそうなんです。ですから、私はやっぱり山梨県の消防団員を確保するためにも、若者が勤めている企業の協力というものがいかに大事かということも実はわかるわけなんです、そこで例えばお隣の長野県などでは消防団員を抱えている企業に対して、1人につき県が企業に協力金というか、補助金というか、何かそういうものを出して企業に協力してくれるような体制をつくっておる県があるということをお聞きしますが、山梨県としてはやっぱりそういうことのお考えがあるかどうかちょっとお聞きします。

宮原消防防災課長

確かに委員御指摘のとおり、少子化とか、サラリーマンが多くなってきたということで、団員の減少が進んでいるという実情がございまして。そういうことで、国でも平成18年、消防団協力事業所表示制度というものを創設いたしまして、従業員が消防活動をしやすい環境をつくと同時に、企業の社会貢献をあらわすということで表示制度を始めていまして、本県におきましては9市村で今49事業所、これが認定事業所として今登録されているところでございます。

いずれにいたしましても、県でも消防団員の確保ということに力を入れておりまして、あと国の制度で機能別団員ということで、常時消防団として常に活動するのではなくて、例えば女性が消防の魅力などを発信したり、普及啓発をするというものもございまして、こんなことをあわせまして、県の広報手段を使って確保に努めるとともに、消防団員で組織しております消防協会がございまして、ここでも確保対策をやっているところでございまして、助成制度も設けました。県としても力を入れていきたいと思っております。

それで、委員がおっしゃっておられます長野県につきましては、これは平成19年で消防団活動協力事業所応援減税ということで、個人事業あるいは法人事業で、税額の2分の1を控除する制度を定めまして、また、21年には要件を緩和しているということもございまして、また、静岡県につきましては来年度から同様な制度を設けるとも聞いておりますので、それらの検証をして研究していきたいと思っております。



齋藤副委員長 市町村では商店街において、消防団員の証明書を出すと割引きをしてもらえるというようなこともやっているところもあります。そのくらいやっぱり消防団の必要性というものは地域の住民がやっぱり求めておるものであります。ですから、長野県とか静岡県のような例がございますので、ぜひ山梨県でも積極的に取り入れてもらいたいということをおもうんですが、その決意のほどはいかがですか。

宮原消防防災課長 確かに委員の地元、南アルプス市では商工会と連携しまして、消防団員に限って割引制度とか、サービスを受けられる制度をやっている状況であります。あと、先ほど申しました機能別消防団ということで、市川三郷町の取り組みにより消防団員が増えているという事例もあります。そういった事例も市町村に紹介する中で、他県の長野県・静岡県というものもまだ制度が始まったばかり、これからということがございますので、その効果等の検証をしていきたいと思っています。

齋藤副委員長 その制度を取り入れる前に、まず文書でそれぞれ事業所に消防団の必要性というものを、県が趣意書か何かにしっかり書いて、企業に送って、事前に協力してもらえよう、まずそういう動きからスタートしてもらいたいと思うし、長野県と静岡県がやっているんですから、真ん中の山梨県がやらないということも逆に不自然な気がしますので、連携しながら同じ体制でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

(未利用の県有地について)

久保田委員 私は第2期チャレンジ山梨行動計画の総務所管の中の基本目標7ですか、政策1の持続可能な財政の運営につきまして、今、山梨県でも未利用の県有地があちらこちらに見えますけど、現在何カ所ぐらいあるんでしょうか。また、その売却処分等の取り組みがあるとお聞きしますが、今後、幾らで売却する予定があるのか具体的にお知らせ願いたいと思います。

佐藤管財課長 委員お尋ねの県有地の利用の状況についてであります。県はこれまで未利用県有地の利活用方針、あるいは、行政改革大綱などに基づきまして、県あるいは地元の市町村などによる公共的な利用を推進するほか、公共的な利用が困難な場合につきまして、民間への売却あるいは貸し付けなどを進めてきたところであります。行革大綱の記載におきましては4年間で13件、それから、金額にしますと5億円弱の売却ということがございましたが、現在、平成22年度末におきまして組織の再編、あるいは、施設の移転等、行政目的を終えて用途廃止をされ、現在も利活用方針等が定まっていないうゆる未利用地につきましては17件、その面積は約33万1,000平米であります。

このうち旧養蚕試験場、それから、あけぼの医療福祉センターの隣接地につきましては、今般、太陽光発電施設の活用ということを計画しているところであります。今後はそれ以外の未利用県有地につきまして、公共的な利用ということさらなる検討をした上で、その後の民間への売却あるいは貸し付けということを、検討してまいりたいと考えております。なお、売却に当たりましては、県による不動産鑑定を実施するなど、適正な価格での売却ということを進めてまいりたいと思っております。

久保田委員

努力していることはわかるんですけど、私の地元南アルプスでももう20年以上も有刺鉄線が張られて、今、現在そのままという警察の跡地、あるいは、旧八田村の免許センターですか、それも、ここは一等地じゃないかなと思っっているんですけど、利用価値もあるんじゃないかなと思います。市でも観光拠点とかいろいろ話が出ましたけど、現在に至ってまだ放置されているような状態で、やはり山間部の未利用の県有地はなかなか売れないんですけど、こういった一等地は早急に売れるんじゃないかなと思っっています。また、こういう財政が厳しい折、財政確保のためにも早急に売却されたらどうかと思っいますが、どうですか。

佐藤管財課長

委員から御指摘のありました例えば旧八田村の免許センター、あるいは、甲府の市内でいきますと旧甲府林務事務所の跡地等々、それぞれの立地条件の中でまだ未利用の状態の県有地というのがございます。一方で免許センターの場合につきましては、芦安に向う県道の整備ということで、拡幅工事が昨年終了いたしました。あわせて、地元の南アルプス市の方でその当該地を囲む形で、今、市道の計画というのを進めているところであります。ですから、そういった周辺環境等々が整備され、また現状よりは土地利用が増すという状況も踏まえながら、県では公的な利用、あるいは、それでも難しい場合には先ほど来から御説明しておりますように、民間の力をかりるという意味での貸し付け・売却という、この基本線をもって進めていきたいと思っしております。いずれにしましても、委員御指摘のように県有地の有効活用、あるいは、それを管理する上での経費の削減ということも考えながら、有効活用につきましてはさらなる検討をしまいたいと思っしております。

(職員の自発的な能力開発への取り組み等について)

久保田委員

努力してそれなりに売却できるものは売却して、財政に反映させていただきたいと思っます。

次に、このチャレンジ山梨行動計画に基づいて二、三やらせていただきますけど、チャレンジ2の、今、同じ目的の効果的、効率的な行政運営の中で、職員の自発的な能力開発への取り組みとあるが、どのようにして自発的な能力開発を図るのか。また、的確な把握による適正な人事評価とあるが、的確な把握、適正人事評価とはどのようなことか教えていただければと思っます。

原間総務部次長

まず職員の自発的な能力開発についてでございますけれども、行政ニーズが多様化・高度化する中で、さまざまな課題に適切に対応してまいりますためには、実践的で高度な政策形成能力を有しますとともに、県民の皆様のニーズに的確にこたえられる、そういった人材を育成することが必要でございます。こうした視点に立ちまして、これまで職員研修所におきまして能力開発研修でございますとか、キャリアデザイン研修、さらに異業種交流研修など、みずからの意欲により自発的な能力開発を図ることができるさまざまな機会を、提供してまいってきておるところでございます。また、職員が個人の自覚と意欲に基づいて行う自己啓発、これをすべての能力開発の基本と位置づけまして、通信教育講座の充実でございますとか、自主研究等に対する支援なども実施をしてきているところでございます。今後もこうした研修でございますとか、自己啓発活動への支援の充実に努めますとともに、新たな研修メニューの創設や、若手職員を中心とした施策立案の場の設立といったことなども検討させていただきまして、能力開発に自発的に挑戦できる環境といったものを整えてまいりたいと思っしております。

あわせて、的確な把握、適正な人事評価とは何かという点でございますけれども、本県では平成18年度から管理職を対象にした人事評価制度を導入してきております。また19年度からはその評価結果を人事管理に役立ててきておるところでございます。委員の御質問にございました的確な把握、適正な人事評価と申しますのは、この人事評価制度の活用について触れたものでございまして、組織が組織としての力を高めていくために、職員の能力や実績、努力等を的確に把握して、それらを客観的にきちんと評価した上で、人事管理に反映させていくという趣旨を表現したものでございます。行動計画では管理職人事評価制度の充実や制度の改善といった項目にあわせて、現在、試行の段階でございます一般職の人事評価制度の導入検討を進めるといったことを、記載をさせていただく予定でございますので、今後とも計画に沿いまして組織力を高める人事管理の推進に努めてまいりたいと考えております。

(職員の養護措置について)

久保田委員

よくわかりました。適材適所のところについていただいて、県民サービス向上のために働いていただきたいなと思っております。ただ、ちょっとこれについて聞いていいのかわかるとは思いますが、メンタルの病を抱えた職員が大体どのくらいおられますか。

田中職員厚生課長

病気のために職員を休ませて治療に当たらせるという養護措置というのがございますが、平成22年度は70人おり、そのうちメンタルで休んだ者が37名、割合にして52.9%になっております。

久保田委員

悪化させると最悪の事態になりますので、そういうこともよく注意喚起していただきたいなと思っております。

(情報公開について)

久保田委員

次に、チャレンジの政策3の情報公開率、平成22年においては全国で上位とありますが、情報公開を進めていくには具体的な数値で示す必要がありますけど、そこで目標設定をするべきであると思っておりますがどうでしょうか、お聞きします。

大堀私学文書課長

今、委員から御指摘のあった点でございますけれども、平成22年度の指標を説明しておりますが、御案内のとおり第1期の行動計画の報告をさせていただいているところでございます。情報公開につきましては、御案内のとおり、横内県政がスタートしてオープン県庁・県政ということ掲げまして、透明度を高めるというさまざまな政策を進めてきたところでございます。その際、平成19年度におきましては、知事みずから交際費の公開に踏み切ったということもございましたが、庁内的にはまだまだ県政の透明度が低いという認識のもとに、全般的な底上げを図るという意味合いから全国トップクラスという目標を掲げまして、その数値目標としましては全国上位というものを掲げたということでございます。数値目標というのはランキングとか、いろいろな形があるかと思うんですが、その当時いろいろ検討した中で、こういったざっくりした形で進捗状況をはかっていくということでやらせていただいたところでございます。

なお、私どもの方でも個々に、19年当時いろいろな報道等、あるいは、民間団体等で行ってございました調査項目を参考にいたしまして、大体16項

目設定をいたしまして、それに基づいて取り組みをしていったということでございます。そして他県の状況を見ながら自分たちの立ち位置といいますか、ポジションといいますか、どの程度にいるかということをはかりながら進めたということで、平成22年度は全国の状況に位置づけると、具体的な数字はでておりませんが、大体47都道府県中で1けた台の位置にいるということで、全国上位という位置づけをさせていただいたということでございます。

第2期の行動計画に関しましては、もうそういった底上げから離れまして、個別の項目についても情報公開を図るというふうに変えさせていただいております。例えば地方3公社への情報公開条例の対象とか、あるいは、即日文書提供制度といったものの検討、あるいは、入札契約情報の提供の充実といったものを考えておまして、今回の数値目標では入札契約情報、これが現在10%でございますので、これを100%に引き上げるというような数値目標を掲げて、個別分野で個々に実践的に数値目標を掲げて、効果的にオープン県政の実現を図るという考え方で、現在取り組んでいるというところでございます。

久保田委員

どうもありがとうございました。上位ということですから素晴らしい成果を残していますが、議員としてもうれしく思っております。ただ、各市町村の状況を見ると相当悪い。南アルプス市は特に悪くて25%くらいかなと思うんですけど、御指導していただきたいなと思います。

(市町村への権限委譲について)

久保田委員

次に、政策第4、地域の自主性・自立性を高める改革の推進についてであります。市町村への権限移譲、平成22年は19事務団体であります。今後、何事務何団体にしていくのか、また、それによる効果はどうかということについてお聞きします。

伊藤市町村課長

市町村への権限移譲の今後の見込みでございますが、権限移譲につきましては3つの手段によって進めることとしております。市町村が中心となって自立性の高い特色のある地域社会を形成していくことを目的に、1つ目は法律に基づきます市町村への移譲、それから、2つ目は県の条例に基づきます市町村への権限移譲、3つ目は新たなそれ以外の権限移譲の検討・推進ということを考えております。一番先の法律に基づく権限移譲につきましては、ことしの8月26日にいわゆる第2次分権一括法が国会で成立いたしました。この法律の中で本県に関係するのが44項目ございます。中には特例市であります甲府市のみ委譲されるもの、それから、市にのみ委譲されるもの等ございますので、これを例えば27市町村にすべて移譲された場合には、例えば甲府市から移譲が1という格好で計算しました場合、それを10団体という単位で計算しました場合、合わせて497事務団体が移譲されることとなっております。

また、従来から本県独自で条例に基づく権限移譲を行ってまいりましたが、これにつきましては、現在、市町村に調査をしている最中でございますが、またさらに先程の件数にプラスをしたいと考えてございます。あとほかのそれぞれの移譲については、今後、検討していきたいと、さらに推進を図っていきたいと考えてございます。

それから、その効果でございますが、例えば私どもの課で所管しております地方自治法の新たな区域の確定、市町村の新たな区域の確定とその名称の変更の届出受理でございますが、これは市町村が従来議会で議決しました後、

県に届け出をしまして、県が受理し、県が告示するという手順を踏んでございましたが、一括法で権限を移譲された後には、市町村の中で告示をするのみで区域の変更ができるということになってございまして、それによりまして、より市町村の自立性の高い特色のある地域社会の建設に役立つと考えております。

久保田委員                    ありがとうございました。

(第2次防災アクションプランについて)

樋口委員                    2つお聞きします。1つはやはり防災のことでちょっと関連をさせていただきます。ちょっと確認だけさせていただきます。第2次防災アクションプランを平成23年度中、来年3月までに策定をするということではありますが、先ほどもお話がありましたけれども、9月14日には素案のお示しをいただきました。ちょっと今回の本会議に間に合わなくて、深く読み込めなかったものですから、また12月にそんなことを、大事なことですからしたいなと思っているんですが、山梨県地域防災計画の見直しを年内にするという計画だというスケジュールだと思いますが、それについては、見直しの留意点とか、特徴的なこととか、そういったものについても今回の第2次防災アクションプランのように、消防防災課の方から議会にあらかじめというか、整った時点でお示しをいただけるのでしょうか。

宮原消防防災課長        委員御案内のとおり、地域防災計画を12月にはまとめたいと思っております。今、作業をしております、新しく今度専門部会で富士山火山部会を立ち上げました。あと、今回の東日本大震災で明らかになったというか、影響が大きかったのは放射能対策というか、それが本県の防災計画には記述等ないということで、その辺の記述とか、対策とかを書き込んで計画にするということで検討を進めておりますが、国の防災基本計画について、スケジュールでは年内に示されると言われておりますが、今のところ具体的なスケジュールが示されておられません。当然、地域防災計画については、国の基本計画をもとにつくるものでありまして、中央防災会議でつくる基本計画と関連性が当然出てきますので、一応、今、年内ということを目標にやっておりますけれども、そこに国の基本計画の出方で、ちょっとこのスケジュールを検討しなければならないかなと思っております。

樋口委員                    私もそこを心配してございまして、国が小出しに出したり、あるいは、間に合わなくても県の方でつくるということであれば、非常に中途半端なものになってしまうということと、アクションプランは県行政の計画ですけれども、地域防災計画はまさに県民の、あるいは、市町村の全体の計画になるものですから、もしそういう知事が所信でおっしゃったスケジュールが間に合わなければ、それにこだわらずに、やはり年内を年度内にしてもいいのではないかなと個人的に思っております。そして、そういった中で国と連動したしっかりしたものをつくって、それがまたアクションプランにも連動するようなものを、ぜひつくってもらいたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

宮原消防防災課長        委員の御指摘のように、当然、国の基本計画とそごがあってはならないということです。そして、アクションプランにつきましても、この地域防災計画と連携する部分もございまして、地域防災計画に基づいてまたアクショ

ンプランを年度内に策定していくこととしておりますが、計画の方はやはり国の動向によって、国の変更点を十分反映したものとせざるを得ませんので、このスケジュールについては、国の出方を見まして検討していきたいと思っています。

樋口委員

その進捗状況によってアクションプランの素案のように、地域防災計画の見直しの論点、あるいは、見直し点について骨子が出ましたら、また議会の方にぜひお示しをしていただきたいなということを望みます。

(県立大学の業務実績評価について)

樋口委員

それは終わります。あと1点だけ質問します。県立大学の業務実績評価が今回の報告案件に示されました。本会議の方では中央病院の方をたださせていただきますけれども、県立大学も非常に高い評価がされていまして驚きまして、非常にうれしく思ったところですけども、去年の4月1日から法人化をして1年がたって、その1年間の業務実績についての評価報告書ということで知事に提出がされたという、知事が議会にも出してくれたということですが、法的に毎年このような評価を評価委員会から受けるということが決められているようでありまして、まず評価とその評価委員会の内容について具体的に教えてください。

大堀私学文書課長

委員からお話ございましたとおり、県立大学は昨年4月から法人化したところがございます。法人につきましては設置から6年ごとを中期目標期間といたしまして、目標管理をしているということになってございます。さらに事業年度ごとに6年間の中の進捗もはかれるよう、年度計画が定められるということになってございまして、その実績について第三者による評価が行われるということになってございます。この評価作業につきましては知事の附属機関である山梨県公立大学法人評価委員会、5人の委員の皆さんでございますけれども、こちらで執行していただいているということで、今回、法第75条でこの結果を報告させていただいたということでございます。

樋口委員

中期目標・中期計画に基づいて自主的な運営をすると、その評価を毎年するというので、伊藤学長以下職員の皆さん、事務局の皆さんの取り組みを評価したいと思うんですけども、評価委員会ではどのような評価方法をとったのかお示してください。

大堀私学文書課長

評価の方法でございますが、地方独立行政法人法の規定によりまして、まずは法人自身が自己評価をいたします。年度終了後、翌年度の6月末までにこの評価結果を委員会の方に報告するということになってございまして、評価委員会ではこの報告を受けまして、今回の場合ですと2回でございまして、会議を開催しまして評価作業を行ったというところでございます。評価項目でございますけれども、年度計画は12の大項目で構成されておまして、それらがさらに123の小項目で細分化されているということで、委員会のほうでは法人から報告された自己評価と、それから、評価の候補となるデータを吟味した上で、それぞれ小項目では4段階評価、それから、大項目では6段階評価とございまして評価点をつけていただくという格好で、これらを集約したものを実際の会議の際に委員さんに御報告していただき

まして、最終的な評価結果を打ち出したということで、大変、委員さんの皆さんには御苦勞をおかけしたというところのものでございます。

樋口委員

この評価結果を見ますと、「おおむね計画どおり進んでいる」というのはBであるんですけども、12項目のうちBが1つだけあって、それ以上「計画どおり進んでいる」Aが9、「特筆すべき状況」だというのが2つもあって、非常に高い評価なんですけれども、その内容の特徴的な事項についてどう評価するか、率直なところの分析をお答えください。

大堀私学文書課長

中身の方をちょっと御説明させていただきますが、おっしゃるとおり12項目ございまして、「特筆すべき進行状況にある」というS評価でございますが、2項目、1つはイギリスの2つの大学、それから、タイの1つの大学、これらと大学間の交流協定を締結させていただくということで、今後の留学生交換等々につながるということであります。もう1点は財務面でございますけれども、一般管理費、これは当初差額で18%、約3,000万円近く大幅に削減できるというところで高い評価を得ているということでございます。そのほかA評価でございますけれども、専門職に係る資格取得、人間福祉学と看護学があるわけでございますが、社会福祉であれば7割、それから、精神保健福祉では8割といった高い合格率を全国的にも評価されるような傾向です。それから、学生全体の就職率でも98%という高い就職率を上げるといったようなところが、評価されているということでございます。

樋口委員

私がここまでちょっと承知をしていなかったんですけど、甲府に所在する大学ですから認識不足だったんですが、甲府市との連携によって市民講座をつくって、そして、それを実施して非常に喜ばれている、あるいは、精力的に講座をつくって地域貢献をしているということは承知していました。それに加えてですね、今ちょっとお話がありました就職率、つまり就活でも非常に高い評価を得ていて、『サンデー毎日』の8月7日の号では、看護保健医療系でも45大学のうちの13位とか、福祉系でも20大学中の9位とか、国際系でも25大学中2位とか、非常に高い評価をこの週刊誌ではしているんですけども、これはやはり県民・市民にもっと大学も含めて、設置者の県も含めてですね、何というか、アピールしてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えですか。

大堀私学文書課長

PRということでございますけれども、評価点につきましてはどなたでも閲覧できますよう、既に県のホームページ、それから、県立大学のホームページにも掲載をしております。報道機関の方にも情報提供はさせていただいたというところでございますが、専門資格の試験合格率の高さとか、就職率の高さ、こういったものは今回高い評価をいただきましたので、今後ともあらゆる機会を通じまして、広く県民一般に広報してまいりたいと考えております。また、オープンキャンパスは過ぎてしまいましたが、高校卒業予定者に対しても今後とも広報活動をしてまいりたいと考えております。

樋口委員

今後非常に期待が持てると思っております。地方が元気がないと言われていたんですけど、地方にこんな元気の可能性のある大学がしっかりと根づいているということは、やはり法人化をして責任を持って学生が頑張っているんだと改めて敬意を表するわけですが、午前中にことぶき勸学院がちょっと危ないという話をしましたけれども、そういったところについての可能

性も含めて、地域貢献だけではなくて、地域貢献あるいは地域のリーダーを育てる、あるいは、生涯学習をさらに根づかせるというような、さまざまな役割を担っていただけるんじゃないかなと思っておりますが、所管は教育委員会ですから、率直なことを申し上げれば、そこまで言えないと思っておりますけれども、設置者、設置所管の部としてその辺について感想があればお聞かせください。

大堀私学文書課長 勸学院問題は済みません所管外でございますけれども、今回の評価は、平成22年度において法人化以後の取り組みがさまざまにされたわけでございます、これが評価委員会から高い評価を受けたということで、県としても喜ばしいことであると考えてございます。今回は中期目標を達成した第一歩ということでございまして、今後、個性豊かな魅力ある大学づくり、教育とか研究とか、地域貢献、いろいろ柱がございましてけれども、それらについて今後5年間まだ残っています。段階を踏みながら継続的な取り組みが予定されておりますので、法人にも一層の努力を求めて、また設置団体としても積極的に支援してまいりたいと考えてございます。

樋口委員

ありがとうございます。

私たちがもう少し積極的にかかわりを持って、いろいろまた意見交換もしていきたいなと思います。またもし機会があればそれに対して善処いただければありがたいなと思います。

以 上

総務委員長 河西 敏郎